

令和8年第1回（定例会）吉備中央町議会会議録（3日目）

1. 令和8年3月16日 午前 9時30分 開議

2. 令和8年3月16日 午後 2時14分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	由	香	2番	渡	邊	順	子
3番	我	妻	瑛	子	4番	高	森		学
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	平	澤	一	浩	8番	山	崎		誠
9番	石	井	壽	富	10番	片	岡	昭	彦
11番	黒	田	員	米	12番	西	山	宗	弘

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

9番	石	井	壽	富	10番	片	岡	昭	彦
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	早	川	順	治	書	記	岩	崎	啓	子
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清											
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者	大	森	初	恵							
総	務	課	長	山	本	敦	志	税	務	課	長	石	伊	利	光							
企	画	課	長	大	樫	隆	志	協	働	推	進	課	長	大	月	道	広					
住	民	課	長	宮	田	慎	治	福	祉	課	長	古	林	直	樹							
保	健	課	長	塚	田	恵	子	子	育	て	推	進	課	長	片	山	和	子				
農	林	課	長	石	坂	晃	則	建	設	課	長	大	月		豊							
水	道	課	長	檜	寄	秀	徳	教	委	事	務	局	長	中	山		仁					
定	住	促	進	課	長	荒	谷	哲	也	加	茂	川	総	合	事	務	所	長	岡	崎	直	樹

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

午前 9時30分 開 議

○議長（西山宗弘君）

おはようございます。

本日から一般質問が始まりますが、議員の皆様方におかれましては、町民の負託に応えるよう、また具体的な質問にお願いしたいと思いますし、執行部におかれましても、明快なお答えを求めるものでございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番、石井壽富君、10番、片岡昭彦君を指名します。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせをします。また、残り時間がなくなったとき、再度ベルを鳴らしてお知らせをいたします。なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっております。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

2番、渡邊です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って質問させていただきます。

質問の前に一言、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町民の皆様全員にベリーぐっどカードに2万円給付されました。使用期間は3月3日から8月31日までとなっています。しっかりと利用していただきたいと思います。先日もあるお店で、中学生数人が買物をしていました。ベリーぐっどカードを使っての買物をしている子もい

ましたので、思い切って声をかけてみました。カードは自分で持っているのと聞くと、自分でカードを持っている子もいれば、親が持っている、親に言えばカードを出してくれるなど、教えてくれました。さらには、家族何人だから幾らになったかとか、家族で上手に使っているなど、しっかりとした答えをしてくれる子どももいました。受け答えをしてくれた子どもたちの姿に何だかうれしくなりました。

それでは、質問に入りたいと思います。

質問形式は一問一答です。質問内容は、公共施設のLED化についてとへそ8バスについて、そして教職員の働き方についての3点です。

まず1点目、公共施設のLED化についての質問です。

LEDは、従来の蛍光灯と比較すると消費電力を50%削減でき、寿命が約4から6倍に伸びるため、電気代とメンテナンス費が削減できることに大きなメリットがあります。今までに、各家庭においてもLEDに交換されているところもあると思います。そうした中、2027年度末までには水銀を含む蛍光灯の製造が全て停止となります。生産完了後は在庫限りの販売になるようです。

そこで、町内における公共施設のLED化はどこまで進んでいるのでしょうか、進捗状況をお尋ねします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、渡邊議員の御質問にお答えをいたします。

各施設のLED化の進捗状況に関しましては、小・中学校、放課後児童クラブ、賀陽庁舎においてはほぼLED化が完了し、公民館や認定こども園などの施設も一部を除いてほぼ改修が完了しております。しかし、全体といたしましては、まだ未設置箇所も多く残っている状況でございます。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

ありがとうございます。今の答弁を聞きますと、小・中学校や放課後児童クラブ、賀陽庁舎など、LED化ができていることが分かりました。全体としては、まだ一部改修や未

設置のところもあるようです。答弁の中で施設の名前が出てこないところもありましたが、例えば大きな施設としては、ロマン高原かよう総合会館やかもがわ総合スポーツ公園体育館などがありますが、この施設の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

お尋ねのありました総合会館につきましては1割程度、それからかもがわ総合スポーツ公園体育館につきましては2割程度の進捗状況でございます。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

今、2つの施設について、進捗状況が1割、2割というところをお聞きしたわけですが、引き続き改修をよろしくお願ひしたいと思ひます。せつかくの施設ですので、使えないうことが起こらないようにしていただけたらと思ひます。

また、ほかのできていない施設についても、LED化していかないとはいけないと思ひますが、その点については、今後の計画や予定があればお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

議員から御指摘をいただきましたとおり、2027年度末には蛍光ランプの製造が中止となります。これを受けまして、現在、国、県が策定している地球温暖化対策実行計画に基づきまして、令和12年度をめぐりにLED化をすることを目標とし、計画的に順次進めているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

今後の予定をお聞きしたわけですが、令和12年度をめぐりにLED化していくということを目ざしているのと、また計画的に順次進めていくとの答弁がありました。令和12年

と言いますと、あと5年ほどです。しっかりとした計画の下で進めていってほしいと思います。例えば、計画に従ってやっていく中で、予定外に蛍光灯が切れることもあるかと思えます。蛍光灯の在庫販売でまずは交換したりすることもあるのでしょうか、そこはまた計画的かつ臨機応変に、施設利用に支障がないようにしていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、全ての公共施設のLED化ともなると、多くの時間と経費が必要となってきます。先ほどの答弁にもありましたように、計画的に進めていってほしいと思います。

次に、へそ8バスについての質問に移りたいと思います。

へそ8バスの運行は、令和3年10月から実証運行として始まりました。その後、実証運行期間が延長され、令和8年3月31日までとなっています。今月いっぱいというふうになっているわけですが、これを踏まえて、次のことを尋ねたいと思います。

まず、実証運行が始まってから4年半になりますが、過去にも質問があったかと記憶していますが、改めて現在までの利用実績と今後の運行についてお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、渡邊議員の御質問にお答えをいたします。

直近の令和7年度につきましては、今年の1月末までの利用実績として、2,750人、1日平均13.5人の御利用をいただいております。年間の見込みは約3,300人と予想され、前年度と比較いたしますと約15%の増加となっております。高齢者の通院や買物の利用が主なものでございます。

また、今後の運行につきましては、利用実態や御意見を踏まえ、効率化と利便性向上の両立を図る観点から、令和8年度より一部ルートを変更し、引き続き実証運行としてまいります。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

利用実績について、令和7年度、1月末で2,750人、そして1日平均が13.5人ということをお聞かせいただいたわけですが、へそ8バスについての当初の利用目標は

1日平均10人とされておりました。その10人を、13.5人ということで上回っているということは、皆様にへそ8バスをしっかりと利用していただいているのだなと感じました。今後もたくさんの方に御利用していただきたいと思っております。

そこで、実証運行が続くわけですが、今後の運行について、答弁によりますとルートが一部変更するというところで、引き続き実証運行ということですので。実証運行の理由としては、ルート変更が大きな理由なのか、ほかにも理由があれば教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

理由といたしましては、ルート変更とそのことに伴います時刻変更によるものでございます。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

今、ルート変更とそれに伴う時刻変更ということで、実証運行を引き続きされるということですが、その変更内容や理由をもう少し詳しくお聞かせいただけたらと思っております。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

ルートの見直しにつきましては、利用実績や地域ニーズを踏まえた再編を行っております。具体的には、利用実績の低い路線を廃止する一方で、利用要望のあった円城、細田方面、並びに国道484号線の北から湯山を経由する路線を新たにルートとして設定いたしました。また、そのことに伴い、時刻も変更になっております。

今回の見直しは、限られた財源の中で効率的かつ効果的な運行を図るものでございます。今後も利用データの分析や住民ニーズを踏まえながら、必要に応じた改善を行なっていくこととしております。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

利用実績や地域のニーズを踏まえて、路線を廃止したりとか、新たな新設路線を設けたというような説明をいただきました。今後もそのようなことを実証運行の中でしっかりと検証していただき、皆様に利便性がある活用、へそ8の運行をしていていただきたいと思います。

次に、回数券についての質問です。

回数券を販売すると聞いておりますが、これについては、へそ8バスの実証運行が始まったときに私からも総務課の職員さんに提案させていただいたこともありますが、そのときには、時期尚早だったのか、相手にしてもらえなかったというのはあれですけど、そういう話になりませんでした。あれから4年たちますが、私からすれば、やっと回数券が販売されることになったように感じますが、回数券の説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

回数券の販売につきましては、利用者の利便性向上を目的として、100円券及び50円券の販売を令和8年度より開始をする予定でございます。回数券はそれぞれ11枚つづりですが、10枚分の料金で販売をいたします。

また、この券は、へそ8バス、岡山医療センター線及びデマンド型タクシーのいずれの路線においても共通して利用できるものとしております。今後も利用しやすい仕組みづくりを進め、公共交通の利用促進に努めてまいります。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

回数券について、100円券と50円券があるということで、それぞれに11枚つづりということですが、執行部のほうからはお得という言葉がありませんでしたが、1枚ずつ余分についているということは、少しお得になっているのではないかなと感じるところであります。

また、この回数券は、へそ8バスだけではなく、岡山医療センター線やデマンド型乗合タクシーでも使えるという説明がありました。最近では、小学生がデマンドタクシーを利用している話をよく聞きます。小学生がお金を持って学校には行けなかったと思いますが、回数券なら持っていけるかもしれませんですし、便利になるのではないかと考えます。

ここでもう一つ、教えていただきたいことがあります。この回数券について、どちらで購入できるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

現在のところ、賀陽庁舎、加茂川庁舎、各支所、出張所の合計6か所での予定をしております。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

ありがとうございます。各庁舎、各支所、出張所など、町内6か所で購入できるというのは、地域の方にとっても便利だと思います。もっと言えば、車中でも購入できるようになると、さらに便利にはなるのではないかと思います。こちらのほうは、また今後、御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

最後に、確認事項として、乗り継ぎについての質問です。

私自身、へそ8バスに年末と年始に乗りました。乗り継ぎで利用したんですが、たしか自分自身では、乗り継ぎの場合は1乗車として1カウントとして200円でよかったと理解しておりましたが、そのようにはできず、400円支払いました。後で総務課のほうに問合せをしましたが、やはり乗り継ぎは200円でできるということが分かりました。しかし、次に利用したときもスムーズに乗り継ぎができず、バスの中から今度は総務課のほうに電話をかけましたら、そのやり取りを運転手さんが聞いておられて、理解してくださり、このときは200円で乗り継ぎができました。地域の方がへそ8バスを利用されるときに、こういうことはあってはならないと思いますし、きちんと周知できていないと思います。その点、今後どのように対応していかれるか、何か対応策を考えていら

っしやいますか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

現在、町が行なっているへそ8バスやデマンド型乗合タクシーなどを乗り継いだ場合は、乗り継ぎ先の運賃が割安、または無料となる取扱いとなっております。しかしながら、運用において一部混乱をしていることから、制度の明確化を図る必要があると認識しております。このため、乗り継いだ後に料金が割安になる場合は、乗り継ぎ券を発行するようにし、次に乗り継いだ車両の乗務員に提示することで乗り継いだことの確認をし、料金の混乱を避けることといたしました。今後も利用者の御意見を聞きながら、よりよい制度となりますよう、工夫してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

乗り継ぎ券を発行されるという考えがあるということが分かりました。乗り継ぎ券の発行は、次の乗り継ぎ先によって料金が割引になったり無料になったりということだったと思います。また、多分、いろいろな乗り継ぎを考えますと、いろんなパターンがあるのではないかなと思います。そのパターンを全てここでお知らせしていただくのも無理があると思うんですが、しかし一度聞いただけでは私の理解が追いついていかないといえますか、いろいろなパターンがあり過ぎて、利用しやすくなるのは分かりますが、まず自分自身も理解することから始めたいと思いますが、地域の方にもしっかり理解していただかなくてはならないと思います。まず、実際に利用される方に理解していただくことが一番いいと思いますが、お得に利用できるというところで、運転手の方にもしっかりとその点を理解していただいて、スムーズな乗り継ぎができればいいと思います。もし利用される方が乗り継ぎを考えてらっしゃって、どのパターンがいいのか分からない場合には、どのように乗り継げばいいか、一番お得に目的地に着ける方法はないか、そういう相談できるところがどこかにあればいいのではないかなと考えます。そういう場合、どこかに相談できる場所があれば教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

まず、担当の総務課はもちろんでございますが、先ほどおっしゃられたように、乗車された際の乗務員にもお気軽にお尋ねをいただけたらと思います。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

ありがとうございます。総務課のほうに問合せをすればということでした。お気軽にということ、本当にお気軽に相談ができればいいなと思いますので、またそのときには対応のほうよろしく願いいたします。

実は私も総務課に今回の質問に関してお話を聞きに行ったときに、チラシをいただいて説明をしていただきました。チラシにはきちんと説明されておりますが、私自身、見ただけではすぐには理解できず、チラシを見ながら説明をしていただいてやっと分かったというようなことです。このチラシも以前に配布されているようですが、必要な方には、総務課にあるということをお聞きしましたので、こちらもしっかりお問合せをしていただけたらと思います。せつかくの制度ですので、町民の皆様には気軽に利用していただきたいと思っておりますし、そのためには、利用しやすく、混乱を招かないように運行をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

最後に、教職員の働き方についての質問です。

新聞の記事では2015年から10年間となっていましたが、実際には2015年から2023年度までに全国で38人の公立小・中学校の教職員の過労死が認定されたことが、公務災害の認定などをする地方公務員災害補償基金への取材で明らかになりました。また、文部科学省が月ごとの時間外勤務に45時間という上限を設けた18年度以降に限っても、26人が確認されています。過労死は、心疾患や脳疾患による死亡や心の病での自殺のうち、仕事の原因だった場合に認定されます。先ほどの地方公務員災害補償基金の集計では、過労死と認定された地方公務員のうち、公立小・中学校の教職員が占める割合は、22年度は31%、23年度は23%でした。全国的なこの状況を踏まえて、吉備中央町の教職員の働き方について、次のことをお聞きしたいと思います。

まず、吉備中央町には公立小・中学校は4校あります。学校現場において、先生方の時

間外勤務はどうなっていますか。時間外勤務があるようならば、その時間数などの現状を教育委員会としてきちんと把握されていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

各学校の時間外在校等時間、いわゆる時間外勤務については、毎月、前月分の時間外勤務時間数を学校から報告を受けておりまして、把握をしているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

今の答弁によりますと、毎月、学校から教育委員会のほうに報告があるということで、先生方の時間外勤務についてきちんと把握されているということは分かりました。

それでは、恐らく時間外勤務の時間数は上限45時間を超えてはいないと思いますが、時間外勤務の多少の差はあると思いますが、その中で月平均では大体何時間ぐらいになっているのか、小学校と中学校で平均を教えてくださいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

今年度の4月から先月の2月までの集計でございますけれども、小学校は月平均27.1時間、中学校は月平均27.4時間というふうになってございます。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

今、月平均をお聞きしたわけですが、個人差はあると思われまますので、平均が27時間ということで、多い方がどのぐらいの時間ということは、今回、お聞きしませんが、上限45時間を超えていないことを祈っております。そういう中で、上限を超えないように、

教育委員会のほうとしても、学校現場のほうに配慮していただいたりして気をつけていただきたいと思います。また、今後も先生方におかれましては、時間外勤務だけではなく、メンタル面においても無理のない働き方をしていただきたいと思います。

それでは、次に給特法等改正法の成立を受け、文部科学省が教職員の働き方改革を促す新しい指針を示されました。そこで、各教育委員会には、教師の服務監督権者として、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定しなければならないとなっております。この策定についての進捗状況はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

業務量管理・健康確保措置実施計画については、教育委員会に諮り、承認を得て策定しておりまして、本年4月1日より運用を開始することとしております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

今、進捗状況をお尋ねし、この令和8年4月から運用されていくということをお聞きしました。この計画について、少し簡単で構いませんので、計画内容を説明していただけるとありがたいので、よろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、御説明いたします。

吉備中央町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画につきましては、教職員の勤務状況を改善することで、健康な状態で自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮し、授業づくりなど、学校教育の質を高め、児童・生徒の学びをより充実させることを目的としております。具体的な取組策としましては、学校運営協議会

等での学校における働き方改革についての議題化、それから部活動の地域展開の推進、教育課程の見直し、また年次休暇の計画的な取得の推進などがございます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

今、計画内容を説明していただきましたが、この計画に従っていろいろな内容が盛り込まれております。来年度4月より運用されるということで、ぜひとも教師の働き方改革を進めていく上で、先生方の業務量、健康面にはくれぐれも気をつけていていただきたいと思っております。

先ほどもお尋ねしましたが、教職員の働き方改革は文部科学省から示されています。働き方改革という言葉が最近よく耳にします。一言で働き方改革と言っても、その内容はとても膨大なものがあります。それを全て把握することは、私にとっては非常に大変なことです。先ほどの中の一つで、学校と教師の業務量を見直すために、業務の3分類というものが示されておりました。そこで教師の働き方を詳細に示されていますが、保護者や地域の方にどれだけの周知がされているのでしょうか。先生の働き方改革と言われてしまえば、学校の中で先生しかできない仕事が先生の仕事で、それ以外の先生でなくてもできる仕事や学校以外の活動など、しなくてもいいというようなイメージが出てきます。このイメージは、今まで学校の先生が地域と一緒に活動してくださっていましたが、それが普通に思っていましたけど、少し変わってきたのかなという感じもしてしまいます。実際のところはどのようなのでしょうか。学校も地域の中にあり、子どもたちは学校と地域の方々に育てていただいていると思います。そうした中で、学校と地域の関係性がどう変わっていくのか、不安もあります。そうした働き方改革を進める中で、地域と学校、保護者を結ぶ学校運営協議会、学校推進員というものがどういった存在なのか。また、この2つの活動は、一体どのように学校や先生方の働き方に関係し、地域とどのように関わっていくのか、改めてこの役割と活動についてお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、説明いたします。

教職員の働き方改革に関わる保護者や地域への周知につきましては、給特法改正法案成立に伴い、学校や保護者及び地域の代表者の合意形成の場となっている学校運営協議会において、学校長が教職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関することを説明をさせていただきまして、承認を得ることとなっているため、この2月に開催された各学校の学校運営協議会で議題化し、承認されたところでございます。

また、地域と学校、保護者を結ぶ組織についてでございますが、まず学校運営協議会の役割と活動につきましては、学校が目指す子ども像に向けた目標や展望を教職員や保護者、地域住民が共有し、学校運営の指針や運営改善に向けた支援を協議し、教育委員会や学校長に意見を提言する役目を担っていただいております。

次に、地域学校協働活動推進員の役割は、学校と地域の様々な団体や個人をつなぐ役割を担っていただき、登下校の児童・生徒の見守りや、総合的な学習の時間において、野菜作り農家の紹介など、様々な協働活動を通じて、子どもたちの学びをより充実した環境に整えていただく役割を担っていただいております。

また、学校運営協議会に参画している地域学校協働活動推進員は、学校運営協議会の協議結果に係る情報を保護者や地域へ提供することも、役割の一つとして位置づけられているところでございます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

今の答弁は、一般的な学校運営協議会と学校推進員の役割、活動内容を御説明いただいたように思います。実際には各学校でそれぞれ活動されていると思います。その活動内容として、少し具体的に話せる範囲で構いませんので、教えてほしいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、御説明させていただきます。

学校運営協議会、地域学校協働活動推進員の方に関わっていただいたものとしまして

は、例えばスクールバスの通学の見守り、学校菜園における栽培や収穫のお手伝い、芋掘り体験や本の読み聞かせ、またミシン教室、昔遊び体験、総合的な学習の時間における講師の紹介など、地域住民の方の御協力もいただきながら、多くのことに携わっていただいているところでございます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

具体的な説明をありがとうございます。今聞かせていただいた内容は、4つの学校でどこが何をということではなく、それぞれの学校が本当にいろんな活動をされているんだということが分かりました。特に小学校においては、統合し1年がたとうとしています。活動の中にも、各小学校で課題があれば、その課題に対しても向き合っているのではないのでしょうか。その課題と向き合うにも、この2つの活動は非常に大きな存在ではないかと思いますが、その辺は教育委員会としてどのように考えられるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えします。

地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指している中で、非常に心強いといえますか、そういった存在になっていただいております。学校と地域を結びつける重要な橋渡し役はもとより、様々な活動を通じて子どもたちが多様な経験を得ることができる環境を提供してくださっていると認識しておりまして、子どもたちが主体的に社会に参画する力を育む機会を得ていることは、非常に意義が深いものというふうに考えております。引き続き、学校、地域、保護者が一体となって、より豊かな教育環境を築いていくためにお力添えをいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

私もこの活動は大きな存在になっているのではないかと思います。そして、大きな力ともなっていると思います。各学校の様々な場面で、学校活動に推進員が学校と地域を結び、子どもたちのために活動されていることに、私からも感謝を申し上げたいと思います。小学校は3校が1校になり、学区も非常に広くなりました。学校の先生方も、その広い学区で地域活動するとなっても大変ではないかと思います。そのために各地域から推進員が出られているのではないかと考えます。この推進員の存在は、改めて言うことでもないですが、非常に大きな力となっています。教育委員会としては、保護者や地域の方々にしっかりと周知していただけるようお願いいたします。せっかく推進員さんが学校と地域を結び、子どもたちのために活動していただいています。

ここで、1つ、地域の方の声を紹介したいと思います。先日、地域の方に学校行事の参加協力をお願いした推進員さんから、子どもたちと触れ合うことができるとても楽しかった。統合前の学校とは違うけれど、これがきっかけで新しい学校に行くことができた。今後とも声をかけてほしいと、地域の方からのうれしい声を聞かせていただきました。今後とも推進員さんには地域と学校のかけ橋になっていただきたいと思います。

このように、地域の皆さんにもしっかりと学校や子どもたちに関わっていただき、地域で子どもたちの健やかな成長を一緒に応援していきたいと思います。こういった活動が、学校や地域活動をスムーズに行え、そして少しでも先生の負担が軽くなればいいと思います。教育委員会としては、学校と先生、子どもたち、そして推進員と地域の方々の活動を推進し、今後ともしっかりと支えていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、先生の働き方について質問してきましたが、先生の働き方改革という言葉が一人歩きしないことを願っております。学校と地域の関係性など、様々な質問に対して局長がお答えいただきましたが、まだ教育長のお声をお聞きしていませんので、ここで教育長のお考えとかお気持ちがあれば、一言、声を聞かせてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

学校における働き方改革、このことにつきましては、子どもたちによりよい教育をする

ためにはどうしたらいいのかということ考えたときに、教職員の心と、それから体、この健康ということ、それから先生方がやりがいのある指導できる環境になるということが大切であるというふうなことから、そういうふうにするためにはどうすることがこの教職員の方々が生き生きと活動できるかと、働くことができるかということ、そういうことから、この働き方改革ということについての議論が始まったというふうに思っております。

このことについては、学校が対応しなければいけないいろんな課題が、御存じのように多様化してきておると、そして複雑化してきているというふうな中で、教職員の時間外の、いわゆる在校時間っていうのが本当に長時間になってしまってきているという傾向があると。こういった現状を、保護者の方々や、それから地域の方々に御理解と御協力が得られるように、保護者会だとか、あるいは先ほどお話のありました学校運営協議会、こういうふうなところで御説明をさせていただいて、そして御助言をいただく中で、学校の様々な取組の見直しをしていくと、そういったことにつながっていったらいいのではないかというふうに思っております。

そして、地域の宝であります子どもたちには、学校での、当然、教育活動、こういったことをはじめ、家庭教育や、それから地域の方々からは地元の行事だとか、あるいは伝統行事、伝統文化、そういったものに関わる行事など、いろんな場面で、それぞれのお立場の中で可能な範囲で共に汗を流して、子どもたちに触れ合うこと、そういったことによって、いろんな角度から子どもたちは学びを得ることができるのではないかなというふうに思っております。そして、そのことが、子どもたち一人一人が人として成長をしていける、そして最終的には生きる力につながってくれたらなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

教育長の熱いお言葉をいただきました。以前にも、人として成長、生きる力を養っていく、これ、本当に大事なことだと思います。子どもの成長も見守りながら、しかしながら先生方にも、先ほどおっしゃられたやりがいのある指導のできる環境とか、子どもに対する対応、ひいてはやっぱり心と体の健康、これは本当に大事だと思います。質問の冒頭に過労死の話もしましたが、本当に吉備中央町の先生において悲しいことが起こらないように、しっかりと教育委員会としても御指導いただきながら、地域の子どもたち、そして先

生方、本当にいい環境での学校生活を送れるようにお願いしたいと思います。

これで私からの質問は終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで渡邊順子君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

10番、片岡昭彦君。

○10番（片岡昭彦君）

10番、片岡昭彦です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問方式は一括方式で行いたいと思います。今回は、農業施策に関する2点について、御質問をさせていただきます。

まず、1点目として、我が町は農業立町を掲げておりますが、農業従事者の高齢化、減少化が進行していく中、これからの5年先、10年先を見据えた農業振興計画は、大変重大な課題であると考えます。中でも土づくりは農産物の栽培の原点となると思いますが、町においては、有機肥料を活用した土づくりにおける取組をどのように考えておられるでしょうか。

農業立町を掲げる町として、水田での稲作をはじめ、畑作ではピオーネ、シャイマスカットといったブドウをはじめ、黒大豆や白菜などの野菜類の生産が盛んに行われておりますが、それぞれ栽培過程において、化学肥料を投入する栽培が中心となっています。町内では古くから畜産が盛んに行われてきました。現在は、畜産農家においては減少してきていますが、吉備中央農業公社が運営しているエコセンターで製造された多くの堆肥が活用されています。これからの農政を推進していく上で、こうした有機肥料を活用した農産物の生産に向けての山本町長のお考えを教えてください。どのように考えているでしょうか。

次に、2点目として、ふるさと納税制度における2年間の運用停止を受けました。ふるさと米に代わる米の販売施策をどのように考えておられるでしょうか。

昨年6月に、総務省よりふるさと納税における運用停止の措置が取られました。我が町では、制度に取り組んで以来、今まで多くの農家がふるさと米の生産に関わってまいりました。しかしながら、2年間はふるさと米としての生産を行うことができません。町長は、運用停止が解禁されると、引き続きふるさと納税制度の申請を行い、ふるさと米とし

て全国の方に送っていくとの考えをお聞きしておりますが、水稻栽培農家は間もなく田植の時期を迎えます。停止下における米の販売施策をどのように進められていくのか、山本町長のお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、10番、片岡議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、第1点目の有機肥料を活用した土づくりに関する取組でございますが、吉備中央町では、有機堆肥を活用した土づくりの取組といたしましては、吉備中央町エコセンターを設置をいたしまして、畜産排せつ物であります牛ふん等を原料といたしました有機堆肥を製造をし、土づくりの一環として、圃場への散布を行う自然循環型農業を推進しております。また、国におきましては、令和4年度から、環境にやさしいまちづくりや地域の農産物の高付加価値化、安全・安心な農産物の生産等を進めるために、有機農業に地域ぐるみで取り組みますオーガニックビレッジの創出を進めているところでございます。このような背景や昨今の飼料価格の高騰に加え、また化学肥料等の価格も高騰をしている現状を鑑み、当町では、今後より一層、自然循環型農業を推進していく必要があると考えています。

次に、2点目のふるさと米に代わる米の販売施策でございますが、現在、国におきましては、米政策をめぐり、需要に応じた生産を法定化する方針であり、供給過多による値崩れを懸念する農家に配慮をしまして、需要に合わせて生産量を調整する取組を続けることとしております。町といたしましては、農業者の経営努力では避けられない収入減少を保障する収入保険の活用や、水田を活用した直接支払交付金をはじめとする様々な支援制度の周知を、関係機関と協力をいたしまして進めていこうと思っております。また、それとともに、農家の皆様が安心して生産が続けられるよう、引き続き、農機具を購入する際に活用できる頑張る農家応援事業の補助事業も継続することとしております。

また、先般、町では、大阪府泉大津市と農業連携に関する協定の調印を行いました。これは、生産地と消費者の連携によりまして、両自治体における地域の課題解決や活性化を図るものでございまして、出荷先の一つとして期待されるものでございます。しかし、求められるお米の栽培方法や数量につきましては、今現在、担当部署におきまして、その協

議を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、2か年というふるさと納税制度からの除外がございます。その間、大変農家の方は御心配だと思います。今のところ、米価は高止まりというようなこともございますが、今年度、来年度、これは今の米価でなく、下がるという予想もされておられます。その下がり幅が大変気になるところでございますが、私の希望とすれば、2万円から2万5,000円のところでぜひ収まっていたきたいということを思っています。

令和8年度におけるふるさと米に代わる何か米の販売施策ということにつきましては、特段の提示できるものはございません。速やかにふるさと納税制度に復帰できるように取り込んでいきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

10番、片岡昭彦君。

○10番（片岡昭彦君）

説明のほう、ありがとうございます。先ほど御答弁をお聞きする中で、今後におけるそれぞれの施策のお考えを答弁いただきありがとうございます。

吉備中央町は、古くから農業立町として生産が行われてきました。今まであまり行われてこなかった1次産業、2次産業、3次産業、それぞれを一貫して行う6次産業として、生産物の付加価値を高め、農家の方はもちろんのこと、農業を目指す人たちの所得向上や雇用創出が実現できる取組へとつながっていくのではないのでしょうか。先ほど御答弁をいただいたように、水田耕作者、果樹、野菜生産者において、多くの方が農業公社が製造しているエコ堆肥を利用して、水田や畑の圃場に散布して、化学肥料とともに有機肥料の活用を行なっております。先ほどの御答弁の中でも、公益財団法人吉備中央農業公社が指定管理を受け、エコセンターにおいて管理運営を行なって、有機堆肥を活用した環境保全型農業を強く推進していると、るる制度の説明、あるいは補助金制度の内容についての一連の流れの説明がありました。指定管理者として、公益財団法人吉備中央農業公社が指定管理を受け、エコセンターにおいて管理運営を行なっています。そして、先ほど述べた土づくりによる農業振興、いわゆる有機堆肥を活用した環境保全型農業を強く推進しています。

その中の施策として、吉備中央町土づくり推進事業補助金及び吉備中央町堆肥散布事業補助金を設置し、有機堆肥を利用した者に対し、補助金を交付しています。吉備中央町土

づくり推進事業は、エコセンターで生産した有機堆肥を利用した土づくりを行なった者に対し、1トン当たり3,000円の補助金を交付しています。また、吉備中央町堆肥散布事業は、指定管理者がエコセンターで生産した有機堆肥を利用し、公益財団法人吉備中央農業公社が委託されて行う堆肥散布事業に対し、10アール当たり1,000円の補助金を交付しています。一方で、畜産農家によって製造された有機堆肥を利用し、散布して土づくりを行なった農家などには、補助金交付規則の補助対象に該当しないため、町からの補助金を受け取ることができません。堆肥を入れた圃場で栽培されたお米は、色艶や食味が向上し、また他の農産物にしても同様であり、付加価値がついているため、消費者からの人気があります。また、化学肥料のみでなく堆肥を投入することにより、高騰する化学肥料を減らすとともに有機肥料の利用促進につながり、お互いのメリットがあるハイブリッド肥料として、結果、品質向上につながり、お米に付加価値がつき、収益の増加につながります。農家は経営が安定、後継者や生産者の増加及び作付面積の拡大、ひいては畜産振興にもつながります。また、耕畜連携による土づくりとそれぞれの農家における生産意欲の向上、農業全般において全てが好循環をもたらすのではないかと思います。堆肥散布における費用はそれぞれ違うとは思いますが、安心・安全な農産物を生産するという思いや目的は同じであります。ぜひとも補助金交付規則を見直し、エコ堆肥以外の利用者に対しましても補助制度にさせていただき、公平性のある施策として取り組んでいただけないでしょうか。

2つ目の米の販売施策についてでございますが、先ほども泉大津市との協定、目的についての説明のほうがありました。これは、泉大津市が安全・安心な食料の安定的確保に関する構想と吉備中央町の農業振興の方向性が一致したものであります。これにより、お米の安定供給を確保する新たな販路と農家の所得の安定、他のブドウや野菜などの農産物の連携、農業体験等による関係人口を増加させる取組など、食と農を通じた持続的な関係性を進めていくと思っております。泉大津市は、本町以外にも複数の自治体と同様の協定を締結しているともお聞きしますが、本町のお米は、長年、ふるさと米としての他の自治体に負けないブランド米として、全国の多くの方々に提供してきた実績があります。ぜひとも今までのブランド米に加え有機栽培としての付加価値をつけ、より一層、他の自治体との差別化を図るためにも、令和8年産米におきましても農家から多くのお米を買入れをしていただき、農家が安心して出荷できる体制を示していただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

まず、第1点のエコセンター以外の堆肥も補助対象にならないかというような話でありますが、もともと農業公社にお願いしている、今、エコセンター、このものの役割といいますのが、町内の畜産農家の排せつ物を、なかなか捨てる場所がないから、それを一手に処理しましょうということの目的もございますので、そうした意味では、今のところ、このエコセンターへ来る畜産物からできるエコ堆肥を補助対象にさせていただいております。それを広げるというか、いろんな問題点も出てきますので、それはしっかりと検討しなければならない項目だろうと思います。ただ、このような有機堆肥の普及というのは、いずれにしても大切でございます。そして、今現在、外国からの肥料等が滞って、高額になりそうです。そうした意味では、ちょうどエコ堆肥、有機堆肥を広めるいい機会でもあろうかと思っておりますので、しっかり吉備中央町では有機農法を進めていきたいと思っております。

そして、もう一つの泉大津の件でございます。これにつきましては、六、七万の市でございます。そして、その生産地と消費地との連携を結んでるのは、生産地で言えば吉備中央町だけではございません。日本の中でも多くのところがその協定に取り組んでおられます。そうした意味では、なかなか吉備中央町が取り扱っていたふるさと米のトン数に比べますと、泉大津市さんが購入しようかというようなものが、その数%だろうと思います。数%であろうとも、こういう時期に消費者と生産地を結んでやりましょうという取組は、大変崇高なものがあると思っておりますので、数には制限がございますが、そのほうには我々もしっかりと協力して、吉備中央町のおいしいブランド米をそちらに届けたいと思っております。ただ、幾分、その数量的にはもう今のところ僅かでございますので、なかなかふるさと米に代わるということではできかねます。そうなりますと、8年度産につきましても、町が同じような、今まで扱出されたような数量を買い取るということは、今現在、できないところでございます。しっかりとこの2年というものを、私、今さっき言いましたとおり、米価はある程度高止まりしておりますので、それを期待してしっかり流通経路に乗っていただきたいという思いでございます。

○議長（西山宗弘君）

10番、片岡昭彦君。

○10番（片岡昭彦君）

どちらの質問に対しましても、再三、御丁寧な御答弁ありがとうございました。今後はお願いいたしました2つのことを踏まえ、生産者の所得向上と経営安定、新規雇用の創出、雇用機会の拡大、そしてもっと大きな観点で言えば、地域経済の活性化、地方創生、そして地域の魅力の再発見とブランド化にそれぞれつなげていただければいいかなと思います。

そして、農業施策だけでなく、様々な機会における町の魅力発信についてですが、ターゲット顧客の明確化を図る、強みを生かす、身の丈経営を行う、販売戦略を策定し、構想力とビジョンの共有を図る、そして付加価値の創出により、ただ作るのではなく体験、物語性、ブランドなどを付加して、町と住民が一体となって地域資源の魅力を高めていくことが重要ではないかと考えます。

最後に、再度のお願いです。私が思い描く形として、多額の費用がかからず、食味、色艶が上がる、環境にやさしい、生まれ変わった吉備中央町としての知名度が上がる、環境にやさしい、畜産振興につながる、新たなブランド化につながる、そして遊休農地の解消にもつながる、それぞれの形が相乗効果となり、一連としてつながっていくのではないかと思います。山本町長は、私が言うまでもなく、十分お考えのことと理解はしていますが、なかなか実行となると、現実的には厳しいと思われるかもしれません。私もこれらが実現するのは大変困難であると感じます。しかしながら、このまま指をくわえているだけでは何の進展にもつながりません。ふるさと納税が運用停止された今だからこそ、吉備中央町の農業の未来をしっかりと見据えた取組に向け、できることから少しずつでも、農業従事者が安心かつ希望が持てるかじ取りを強く期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西山宗弘君）

これで片岡昭彦君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから10時45分まで休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

5番、丸山です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大枠3点についてお伺いいたしますので、御対応のほどよろしくお願いをいたします。

最初に、農業政策の取組、農業連携協定についてお伺いをいたします。

町は、昨年12月17日、大阪府泉大津市と農業を通じた連携として、持続可能なまちづくりなど、5項目にわたる農業連携協定を締結されております。今回の農業連携協定締結についての報道は、新たな販路として、町内の農家の皆さんの期待も高まる中で、そうした中、早くも今年も令和8年産の米作りが始まろうとしております。この農業連携の報道がありました後、農家の皆さんからの問合せがありました。そうしたその内容を集約し、次の3点についてお伺いをさせていただきます。

先ほど、町長の答弁の中で、締結後の内容、進捗等につきましては、担当課にて、今、協議を進めておるといってお話をお聞きしました。今回、お尋ねはいたしますけれども、まだ具体化してないもの、はっきりとしてないものについては、これはどうしようもないと思いますので、答弁いただける範囲内でお聞きしたいと。よろしくお祈いします。

最初に、泉大津市が取り組む食の安全・安心な食料の安定確保に対する町の方針と農家対応についてお聞きします。

泉大津市が取り組まれている食の安全・安心な食料の安定確保に関し、主要な取組事項として、生産面では有機農法、または特別栽培米であること、及び加工面での玄米の栄養価を多く残した精米加工技術にこだわった米の提供の2点が示されています。先ほど同僚議員からの質問によりまして、有機肥料、また土づくりについての質疑がなされたところでありますけれども、ここで①について、泉大津市が求める提供米に資する有機農法や化学肥料の減量化の取組に関する町の方針と今後の農家対応についてのお考えをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

このたび吉備中央町と地域間交流協定に関して農業連携協定として締結した泉大津市は、大阪府の南部に位置し、面積は約14平方キロメートル、人口は約7万2,000人であり、13の自治体と農業連携協定を締結しております。泉大津市では、連携を通じて、給食や老人福祉施設、妊婦さんへの提供などのため、生産地から有機無農薬農法や慣行栽培農法による農産物の購入や、農業体験をはじめとした生産地との交流人口増加の創出も行なっております。一方で、議員も御存じのとおり、農畜産物及び加工品の有機表示については、日本農林規格による認定を受けずに有機、オーガニックなどの名称の表示は法律で禁止されております。また、認定を受けるためには、多くの労力とその継続が必要となります。町としては、連携による必要となる数量と栽培に係る負担に対しての均衡を鑑みる上でも、泉大津市がどういったものをどれくらいの量で必要なのかについて、現在、協議を進めているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

担当課長から、現在、協議を進めておるという状況をお聞きしたところであります。泉大津市では、私たちの町がふるさと納税の影響を受けた状況を幾らかは理解をしていただいております部分もあろうかとも思いますが、提供米に関しては、特に化学肥料の減量化に取り組んだお米であることは必須要件と聞いております。一般的に農業連携の取組を進める上での課題として、相互の理解不足や目的の違い、収益性と作業のミスマッチなどが上げられています。この協定の取組に対し、継続可能な仕組みづくりについて、相互理解を深め、十分な検討と協議を図っていただきたいと思っております。

次に、2点目として、②提供米の数量と金額についてお聞かせください。

泉大津市では、各自治体からの購入米を、市民の健康増進として、主には子育て支援や学校給食に提供するとのことです。また、関連の自治体との取引量は、年間当たり5トン程度を目安とされているとのこと。また、購入金額につきましては、市場価格を参照すると聞いております。ここで、町内米作り農家の皆さんが最も注目されております今後の提供米に関する数量と金額、提供価格につきましては、現在の市町の協議の状況をお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

具体的な数量などは、今後の協議の中で決定していくこととなり、現在のところでは明示できるものはありません。町としては、生産地と消費地がお互いに均衡が保てた状態でこの連携が持続できるよう進めていくつもりでございます。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

現在、協議中ということでもありますので、当然、明示できないということであろうかと思えます。しかしながら、町内米作り農家では、今回の連携協定の報道というものがいかに大きなインパクトを与えたのかなど、改めて感ずるところでもあるんですが、新たな販路ができたんじゃないかと、とても率直に期待をなされた方もおられました。本協定がぜひとも将来的な販路拡大や農業振興の活性化につながりますよう、連携意識を強めていただきたいと願うところであります。

3番目の質問として、③泉大津市への提供実施に備え、農家に対する一連の詳細説明はされる予定なのか、また行うのであれば、説明の時期はいつ頃を予定されているのか、お聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

現在、協議を進めている状況であり、ここで提示できるまでのものがないのが実情でございます。また、令和8年度に16の自治体で設立が予定されている生産地と消費地とが連携するコメがつなぐ自治体間農業連携首長協議会についても、これからのものとなっております。このことから、今年度は既に作付時期も迫っており、大きく現在の栽培方法を変えるような取組となると、すぐにつながっていくことは難しいのではないかと考えております。初めての取組でもあり、まずは試験的な取組になるのではないかと、現在のと

ころでは考えております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

現在、協議中ということでもありますので、本来でありますと、締結の経緯でありましたり、今後の計画というものにつきましても、あらかじめ農家の方にお示ししておかなければならないのではないかなとも考えておったところでもありますけれども、今現在ではそれはちょっと無理であるという状況かと思えます。今後におきましては、これからだんだんと連携の内容につきましては協議が進んでまいると思えますので、そういった点、十二分に農家の皆さんに理解をいただけるように、親切丁寧な説明といたしますか、周知のほうを考慮していただきたいと、このようにお願いをしたいと思います。

次に、大きく2点目として、財政運営健全化の観点から、デジタル事業の2点についてお伺いをいたします。

町では、町長が施政方針で申されたとおり、急速な人口減少と高齢化による税収の減少や社会保障費の増加などの要因により、今後、行財政運営は一段と厳しさを増す状況と察しております。町では、令和4年度からデジタル田園都市推進事業に取り組み、今日に至っております。この事業を進める上で、当初から、町民はもとより他の自治体に対し、モデルの模範となるべき町の重要施策の一つであると認識しております。

ここで、当事業に係る今後の事業財源投資についての課題、問題点の観点から、次の2点につきましてお伺いをいたします。

まず1つ目に、①事業継続する上で今後の財政確保と持続性に関して、特に事業継続のためのランニングコストの確保について、これにつきましてはどのようなお考えか、お伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、丸山議員の御質問についてお答えいたします。

本町では、デジタルの力で全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すとする、デジタル田園都市国家構想の趣旨を踏まえ、令和4年度より国の交付金を活用し、住

民生活の利便性向上及び地域課題の解決を目的とした複数のデジタルサービスの実装に取り組んでまいりました。一方で、議員御指摘のとおり、国庫補助金は主として導入時のイニシャルコストが対象であり、運用、保守等のランニングコストについては対象外となっております。そのため、現在はこれらの経費を町単独財源により負担している状況であります。今後の財源確保や持続可能性につきましては、まず既存事業の効果をしっかりと検証し、よりよい形に改善していく必要もあると思っております。それぞれの事業における費用対効果を精査した上で、特に必要性が高いと判断されるものに重点を置く、選択と集中を基本スタンスとして進めてまいりたいと考えております。また、財政負担が多額になると持続可能性に影響してきますので、運用経費の縮減に向けて、契約内容の見直しやシステムの最適化など、あらゆる観点からコスト構造の改善を図り、持続可能な事業運営に努めてまいります。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

担当課長から、事業継続のためのランニングコスト、これに対しての確保について、またどういった対応での今後、進めを行うかといったあたりの答弁をいただきました。内容についてはよくよく理解をさせていただきました。

現在行っている全ての事業を継続していくためには、年間約6,400万円強の一般財源、町費の持ち出しを支出しなければなりません。町の人口減少が加速化する状況の中で、財源確保と持続性の問題は、今後とも深刻な課題として受け継がれることとなりますが、その対策として、課長答弁のコスト構造の改善と事業の見直しを町民の皆さんのために着実に進めていただき、しっかりと責務を果たしていただきたいと思っております。

次に、2つ目として、デジタル事業の着地点をどのように捉えておられるのか、お伺いをいたします。

今後、デジタル事業を継続する上で、先ほど課長が申された費用対効果に加え、住民の利便性向上に伴う評価、検証を経て、妥当性判断と決断が求められていると思っております。これに関する2といたしまして、今後の方向性とデジタル事業の着地点について、どのように見いだされておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

費用対効果の評価及び今後の方向性につきましては、事業評価に当たり、定量分析と定性分析の双方から検証を行なっております。定量的な指標として一例を申し上げますと、令和7年12月末現在、町民向けポータルアプリであるきびアプリの登録者数は、累計3,035人となっております。また、今年度における買物支援サービスの利用件数は、令和7年12月末現在で3,729件、困り事相談件数は2,781件となっており、一定の利用実績は確認できているところであります。一方、定性評価としては、昨年11月から12月にかけて実施いたしました、住民向けウェルビーイングアンケート調査により、各サービスが住民生活の満足度や安心感の向上にどの程度、寄与しているかを測定しているところであり、現在、分析を進めております。今後は、これらの定量的なデータと定性的な意見の両面からの評価を総合的に勘案し、真に住民生活の質の向上につながるサービスを見極めるとともに、効果が薄いと判断される事業については、見直しを含めた判断を行うことも必要であると考えております。

また、議員御質問のデジタル事業の着地点につきましては、導入すること自体を目的とするのではなく、住民の利便性を向上させること、行政の業務効率化を高めることを両立させることが重要であると考えております。また、限られた財源の中で持続可能な形に再構築していくことも大切であると認識をしております。

今後も検証と改善を重ねながら、本町にとって最適なデジタル施策の在り方を追求してまいりますので、御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町民の皆さんの中には、今は利用しなくても困らないが、近い将来、いずれかの事業にはお世話にならなければならないのかもと不安視される方も多く、その数は今後、増える可能性は大きいと思われまます。行政では、先ほどの課長答弁では、今後の方向性と事業評価はしっかりと検証を進められているとのこと。買物支援サービス事業の例で例えますと、先ほど課長が申された令和7年度12月末現在、3,729件ということでありますけれども、恐らく令和6年度の年間の実績に比べましたら、かなり前年度を上回る上昇

率ではないかというふうにも思われます。また、町では、令和6年度から買物環境確保推進事業に取り組んでおられます。令和7年度12月末現在では、新たに町内キョーエイ2店舗を含む、たしか21店舗の協力を得ている状況かとお聞きをいたしております。今後、町内では、車を運転できない高齢者や日々の買物に困る単身世帯の数は急速に増えることが予測されております。

そこで、再度、お伺いをいたします。

一例で申しますと、買物サービス支援事業は、今後の必要性は非常に高まるものと推測しております。今日、買物支援サービス事業について、利用したくてもその利用の方法がよく分からない、でもできれば頼みたいと考えておられる方も多く、町民の皆さんに対する事業内容の浸透性や、そのための理解度が薄い部分があるのかなとも感じております。これまでも町の広報紙やチラシで周知されてこられました。新たに吉備ケーブルテレビなどで分かりやすい動画紹介を行うなど、町民の皆さんが、日々、身近に自分の目で直接見ることもできるお知らせ的、そうした印象を肌で感じていただける周知の方法、こういったものも必要なのかなとも考えております。これにつきましてはどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、御質問にお答えいたします。

議員からお話がありました買物支援サービスは、きびアプリを利用して買物ができる仕組みとなっております。そのため、きびアプリを登録していない方やスマートフォンをお持ちでない方には、まだまだ周知が行き届いていないことを認識をしております。なお、直接、インクルーシブスクエアへ電話をしていただければ、注文対応も可能となっております。この点についても、しっかりと町民の方に周知を図ってまいりたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、まだ多くの町民の方にはこのサービスの有用性を十分伝え切れていないと考えておりますので、本サービスがより多くの町民の皆様へ届き、日常の不便を解消する一助となるよう、町広報紙やチラシの活用などに加え、先ほどお話がありました吉備ケーブルテレビでの動画についても検討をさせていただきます。周知の強化

を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

きびアプリでなければ買物ができないというような認識の方も非常に多いと思います。しかしながら、今、課長申されたように、直接電話等によりましての注文対応も可能であるということでもありますので、こういったところも、多分、知っておられる方、少ないと思いますので、必ずこういった、とにかく困っておられる方にとっては非常にありがたい制度であると感じておりますので、そういったところもまずは知ってもらうことということなので、そうしたところの周知も含めてお願いをしたいと思います。

今後におきましては、課長が申された町民生活の質の向上につながるサービス事業の見極めと検証と改善、これを力強く進めていただき、より効果の高い事業確立の実現を目指していただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

次に、大枠3点目、水道管老朽化対策についてお伺いします。

町内上下水道の歴史は古く、特に旧上水道（吉備高原地域）及び、旧両町簡易水道事業では、既に法定耐用年数を超えている施設、水道管の老朽化が非常に懸念されております。これまでの成果と今後の計画の予定について、次の2点についてお伺いをいたします。

最初に、法定耐用年数を経過した老朽管の布設状況と第2次町総合計画後期基本計画（令和3年から令和7年度）に沿ったこれまでの改善計画の進捗の概要についてお伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、5番、丸山議員の質問にお答えいたします。

法定耐用年数を経過した老朽管の布設状況と町総合計画に沿ったこれまでの改善計画の進捗概要ということでございますが、まず法定耐用年数を経過した老朽管の布設状況ですが、全長で約570キロメートルの水道管が布設されており、法定耐用年数40年を超え

た管路については、約110キロメートル、全体の2割程度ございます。

また、町総合計画に沿ったこれまでの改善計画の進捗状況についてでございますが、緊急度や重要度を考慮して、老朽化した水道管や施設の優先的な更新、改良を行なっており、令和3年度には上竹地内の老朽管更新、また令和4年度には竹部地内の竹部配水池更新を行なっております。

なお、令和6年度には、法定耐用年数を超過する水道管や施設の増加を可視化するため、中・長期的な計画に基づく資産管理を行うべくアセットマネジメント計画を策定し、水道管の更新及び財政収支の見通しを明らかにしたところでございます。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

旧上水道（吉備高原地域）の管は、昭和30年から40年代に、さびない、加工しやすい、安いとのことで普及した石綿管が使用されておると聞いております。しかしながら、耐震性の低さなどから、昭和60年に製造中止されたものであると聞いております。この石綿管の布設延長は、たしか16キロ相当と認識をしております。また、先ほど課長、申されましたけれども、町内には約570キロメートルの水道管が布設されておるということです。それで、その2割相当が既に耐用年数を経過した管であるとお聞きをいたしました。旧簡易水道では、御北、円城、竹荘東部簡水は、耐用年数を超えた管はないとのことですが、旧賀陽簡水では、竹荘東部簡水を除く5つの旧簡易水道は、いずれも昭和45年から63年に整備されたものが多く、更新を行っていない、もしくは一部更新整備済みとの状況です。この状況を踏まえ、多くの旧上水、簡水地域の老朽管を計画的に更新するとしても、財政や人員にあまり余裕のない私たちの町にとりましては、大きな障害となっている現状が見てとれます。

そこで、先ほど課長が申されましたアセットマネジメント（令和6年度作成）、このアセットマネジメント、計画的な資産管理、この手法の取組につきまして、最適化の概要をお聞きしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、御質問にお答えいたします。

アセットマネジメント計画の概要についてでございますが、内容といたしましては、本町の上水道事業の計画的な施設更新を目的とし、第1項目として、資産の現状把握について、第2項目として、将来見通しの把握について、第3項目として、更新需要の見通しについて、第4項目として、財政収支の見通しについてを主な取組をまとめた計画内容となっております。今後の施設更新の重要な資料となっております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

このアセットマネジメントとは、ちょっと調べてみましたんですけども、水道事業を行う上での全てを効果的、効率的に管理し、更新計画の最適化や無駄な投資に役立つものと示されておりました。また、その更新に要する費用を含む事業収支の見通しを作成し、公表するよう努めることと示されています。これに対し、更新、または財政収支の見通しというもの、これを明らかにするということが示されておるといことでありますけれども、これについて、町では今後の計画に対する運用方針、また公表の有無についてはどのようなお考えでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、御質問にお答えいたします。

本計画は、整備年次、計画年度を40年先の2064年度に設定しております。今後の運用といたしましては、計画内容を参考に修繕、更新を進めていく予定としておりますが、公表の有無については、昨今の物価高騰や急速な人口減少に伴う水道需要の減少などといった予測できない不測の事態も考慮し、現時点では内部資料にとどめておく考えでございます。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

40年を設定しておるといことでありますけれども、物価高騰等々でなかなか予測が

できないということから、公表は差し控えるということでお聞きをしました。国も導入を推進しているこのアセットマネジメント、資産管理の導入結果と現状を十二分に照らし合わせていただきまして、更新計画の最適化、早期整備の推進に努めていただきたいと思います。

次に、現在策定中の第3次総合計画についてお伺いをいたします。

第2次町総合計画は本年度で終了となりますが、令和8年度、現在策定中の次期総合計画に、今後、どのように反映される予定なのか、次の3点についてお伺いをいたします。

まず1つ目に、施設、送配水管更新計画についてお伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、御質問にお答えいたします。

施設、送配水管更新等が次期総合計画にどのように反映されているかということですが、先ほど紹介いたしましたアセットマネジメント計画に基づき、令和8年度より3年間、NTT専用線廃止に伴う問題の対応ということで、専用線の改修とそれに関連しました遠隔監視装置の更新を行う予定としております。その後、令和11年度からは、老朽化した送水管の中で石綿管の更新を順次進める予定としております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

施設、送配水管の更新には、いずれも多額の費用投資を要するため、到底安易ではないと考えております。さきの説明で、ちなみに令和8年度予算案では、NTT回線の廃止に伴いましての水道監視装置の設計委託料として約3,000万円が計上されておると思います。この計画は令和10年度までの3年間を見込んでいるとのことですが、全ての工事を含め、予定期間内で完了する計画であるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、御質問にお答えいたします。

このNTT専用線廃止に伴う専用線の改修と遠隔監視装置更新が予定期間内で完了する計画であるかということですが、NTT専用線が使用できなくなる令和11年3月、すなわち令和10年度までに工事を完了させる必要がございますので、その計画で進めております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

では、一応、計画予定では3年間で完了すると。そして、先ほどお話をされましたけれども、その後については石綿管等の布設替えということで予定を立てるということでよろしいでしょう。分かりました。

それでは、次に財政的資金計画についてお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、御質問にお答えいたします。

財政的資金計画についてでございますが、水道管路の耐震化に関する国庫補助事業や起債を活用し事業推進を考えておりますが、とはいえ、近年の物価高騰により限られた予算の中で思うように事業が進められないことも考えられます。こうした状況を踏まえまして、近隣の自治体では水道料金の値上げも見受けられるようになっております。今後は、本町でも水道料金の見直し等が必要になる可能性もあるかと考えております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町の水道利用者が非常に減少する中で、料金収入の減少などをはじめとする財源不足は、どの自治体でも非常に深刻な問題として、事業経営悪化に激しく影響を及ぼしておるものと感じております。運営効率の改善や資金の確保については、さらに、まずはしっかりとした検証を行い進めていただきたい、このことをお願い申し上げます。

3つ目に、技術職員確保と今後の人材育成についてお伺いをいたします。

町の総合計画は、あくまでも基本的行政運営の指針を示すものであり、個々の詳細は示されないのが一般例かと思えます。

そこで、担当課としての課題や問題点、今後の対策、協議の方針を、今回の作成に対しましてはどのように取り組まれたのか、感想も併せてお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、御質問にお答えいたします。

技術職員確保と今後の人材育成についてですが、昨今、技術職員の新規採用にも努めておるところではございますが、一般企業や大規模自治体でも同様に技術者不足が顕著であることから、本町の技術職員の新規採用に至っていない状況でございます。このことから、現在、在籍している職員を長期的に育成していく方法が有効と考えております。

また、担当課として、計画策定にどのように取り組んでいるかということでございますが、財政面や技術職員の育成等、課題は山積しておりますが、とはいえ、上水道は町民生活を支える最重要のライフラインと承知しております。次期総合計画策定に当たっては、財源確保に苦慮することが予想されますが、アセットマネジメント計画を参考に、老朽化した施設の更新や耐震化を着実に進め、将来にわたって安全・安心な水を安定的に町民の皆様へ供給し続けられることを思い、計画に取り組んでおります。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

今回、第3次総合計画への反映として、3点についてのお伺いをいたしました。水道施設老朽化の進行は、大規模な更新時期を迎えている現状では、施設の計画更新が水道事業の中でも最重要施策であり、喫緊の課題であることは、誰もが思うところであります。先ほど担当課長から答弁をいただきましたが、中でも技術職員確保と人材育成については、到底、担当課の範囲のみでは解決し難い事案であると考えます。

ここで、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

今日、いずれの自治体でも、技術職員の確保と育成に対し、大変苦勞されていると承知をしております。課長答弁では、現職員を長期的に育成する方針であるというような内容

の答弁でありましたが、一定の課に長期間、職員を定着することは、専門技術職を除き、個々の職員の経験や適性、何よりも職員の育ちにも大きく影響するものと考えます。一方では、職員の育成の立場から、他の自治体との自治体間交流の必要性や、採用要件の再検討、また広域連携として、他市町村と事業、技術、経営面を通じた事業運営の効率化を図るなど、あらゆる手法を模索する必要はあろうかと考えております。これに関し、町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員お尋ねの技術職の確保、これ、どの自治体も大変な状況でございまして、幾ら募集をかけてもなかなか来ていただけないというのが現状でございます。しかし、そうした中でも努力する必要がございますので、今ある人員の中で、ある程度、技術を身につけていただくということも、一つやっつけていかなければならないことだろうと思います。

もう一つは、どの自治体もこのような人口減少の中で職員確保が難しいということであれば、今、国のほうも、県に対して、その自治体のそういう技術面を県の仕事としてやったらどうですかというような流れがございます。先般もアンケートが私のところへありました。そのアンケートでも、やはりこのような技術職の必要な部署については、県において、何らか事業としてやっていただきたいという返答を返したとこでございます。ぜひ、土木職、道もそうです。それから、このような上下水道もそうです。そういうような技術職をどうしても必須とするような業務については、県のほうで一元的に取り組んでいただきたいというのも、やはり一つ、方策として検討すべきだろうと思っております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

県のほうで対応いただくという、今の町長の答弁でありました。しかしながら、今、吉備中央町の水道課、業務を見ていると、本当に限られた職員の中で、ちょっと僕もよく分らんのですけれど、その中に水道管理者といいますか、資格を持たれた方、それとあとは、町長も言われましたけれど、技術的な、専門的な、そうした技量を持ち合わせた職員がおられるのかどうか。本当に水道というのは、突発的な、漏水であったりとか破損事

故とか、思わぬ事態の事故なりも想定されると思うんですけれども、日頃の通常の管理に加えて、そうした一般事務ではなすことのできない技術的な面での対応というものが非常に求められておる職種かと思えます。そういった中で、私たちの町の水道課のみ云々ということではないんですけれども、そうした水道供給、安定した供給を行うためには、やはりそうした職員の力、スタッフをそろえるということも、一つには必要であろうかとも思えますので、その点、これ急いだ話になろうかと思えますので、町長にはしっかりと頭をひねっていただきたい。よろしく願いしたい。大変困難を要す行政措置と受け止めておりますが、適正な職員配置、人材育成に取り組み、業務効率の向上に努めていただきたいと思います。

今回は、町民の皆さんが日々の生活をより安心・安全でより快適に暮らしていただくための新たな取組や課題解消、また行政サービスの向上に対しお伺いをいたしました。多忙を極める日々だとは思いますが、引き続き行政運営に対しまして最善を尽くしていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで丸山節夫君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

議長に許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。1番、日名由香でございます。

質問形式は一括質問で、大枠3つの質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、まず1つ目の質問、本町では、小学校6年生を対象としたおっへえそう！チャレンジ事業が実施されています。昔で言う絆づくり事業といった名前になります。この事業は、子どもたちが自然体験や集団生活を通じて、仲間と協力しながら課題に挑戦し、達成感を共有する中で友情や信頼関係を深めていく取組であったと認識しています。特に小学校生活最後の節目の年となる6年生の時期に、学校の枠を超えて仲間と関わり、協力しながら物事に取り組む経験は、子どもたちの人格形成にとっても大変意義があるものであったと認識しています。教育の基本的な理念においても、子どもたちは自他の敬愛と協力を重んじ、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度を養うことが重要である

とされています。協働する力を育てるということは、教育の大きな目的の一つであるというふうに認識できます。そのような観点からも、おっへえそう！チャレンジ事業は、単なる体験活動だけではなくて、子どもたちが互いに支え合いながら課題を乗り越える経験を通して協働する力や社会性を育む機会であったのではないかと受け止めています。一方で、令和8年度からはこの事業を実施せず、希望者制、ちびっ子チャレンジ教室とって土日に開催されていたものになります。この充実を図る方向で検討されていると伺っています。

そこで、まずお尋ねいたします。

これまでおっへえそう！チャレンジ事業に参加した児童や保護者、また教員、教育委員会として、この事業をどのように評価してきたのか、成果や課題についてどのような認識を持っておられるのかお聞かせください。

また、事業の見直しに当たり、どのような議論がされているのかについてもお伺いいたします。

ちびっ子チャレンジ事業の充実にあたり、現在どのような方向で協議をされているのかということが気になっています。現在は、本町では、放課後の学びの体験の場として、アフタースクール事業の導入も進められています。このアフタースクール事業は、地域の企業や団体、住民の参画を得ながら、子どもたちの自主性や創造性など、いわゆる生きる力を育てることを目的とされています。こうした取組が広がる中で、学校教育、放課後活動、地域活動など、それぞれの事業の役割を整理しながら、子どもたちの成長を支える仕組みを構築していくことが重要ではないのかと考えます。特に小学校高学年は、仲間と協力しながら課題を解決する経験を通して社会性や主体性が大きく育つ時期と言われています。本町の計画の中でも、子どもたちの笑い声があふれる町を将来像に掲げ、地域全体で子どもを育てるまちづくりを進めていくことが示されています。その意味でも、学校、家庭、地域が連携しながら子どもの成長を支える環境をどのように整えていくのかというのは、今後の町のテーマになっていると思います。

そこで、改めてお伺いいたします。

ちびっ子チャレンジ事業の充実にあたり、アフタースクール事業との役割分担をどのように整理していくのか。

また、小学校高学年に育てるべき協働の力を、本町の教育施策の中で全体でどのように位置づけていて、今後、どのような形で展開していくのか、教育長のお考えをお聞かせ

ください。

次に、公共交通体系について、町長にお伺いいたします。

昨年12月26日に開催された地域公共交通会議では、岡山医療センター線への本格運行への切替え、へそ8バスのルート見直しや運行時間の変更、井原下加茂線の廃止、回数券の導入などが示されました。これらは、本町の公共交通体系の見直しに直結する重要な変更であり、住民生活にも少なからず影響が生じるものと考えています。本町は、集落が広く点在し、地形の高低差も大きい地域です。そのため、日常生活の移動は自家用車への依存度が高い一方で、今後、高齢化の進行や免許返納の増加により、移動手段の確保は今後ますます重要な課題になると考えられます。通院、買物、通学など、日常生活を支える移動手段として、公共交通は単なる交通手段ではなくって地域の生活基盤そのものと言える存在です。このような状況を踏まえると、今回のへそ8バスの見直しは、単なる路線変更ではなく、本町の公共交通の在り方を改めて考える機会でもあると感じています。

そこでお尋ねいたします。

今回の見直しを踏まえ、新年度以降、本町の公共交通体系をどのような全体像で構築していこうとして考えているのか、町長のお考えをお聞かせください。

また、全国では、幹線交通、補完交通、福祉交通など、役割分担をさせた3層構造の交通体系を構築している自治体もあります。例えば香川県の三豊市では、幹線となるバス路線を基盤にしながら、デマンド交通や地域交通を組み合わせ、地域の実情に応じた交通体系を構築しています。本町においても、こうした幹線交通、補完交通、福祉交通といった役割整理を行い、地域全体で支える交通体系を検討することが有効ではないのかと考えます。

さらに、6月の定例会ではライドシェアなど、新しい移動サービスについても回答がありました。今後の公共交通を考える上では、交通結節点の整理、安全で使いやすい待機場所の整備、地域交通の担い手の確保なども含め、将来を見据えた交通体系の設計が重要になると考えます。

そこでお伺いします。

本町における公共交通の将来像をどのように描いておられるのか。

また、ライドシェアを含めた新たな交通手段の検討状況についても町長のお考えをお聞かせください。

最後に、ふるさと納税について、町長にお伺いいたします。

昨年の指定取消しは、本町にとってとても大きな出来事であったと思います。しかし、一方で、これは制度をしっかりと理解し、より強い仕組みに再構築する機会でもあると考えています。ふるさと納税は単なる歳入確保の策ではありません。地域の魅力を全国に発信し、地域産業を活性化させ、さらには関係人口の創出につながる重要な政策でもあります。本町の農産物や特産品には、作り手の思いや地域のストーリーが込められています。それらを丁寧に発信していくことは、本町の魅力を伝える上で大きな可能性を持っていると感じています。

そこでお伺いいたします。

再指定に向けて、どのような行程で準備を進めていくのか、復帰までのロードマップをどのように描いておられるのかお聞かせください。

また、復帰後は、単なる制度の再開にとどまらず、町と生産者、寄附者がともに価値をつくる仕組みへと発展させていくことがすごく大切だと考えます。例えば、生産者の思いや挑戦を発信するストーリー型のふるさと納税を展開し、寄附者が単なる消費者ではなく本町を応援する仲間として関わっていくような取組も考えられるのではないのでしょうか。返礼品中心の競争から一歩進み、共感でつながるふるさと納税として、本町を応援したいと思ってもらえる仕組みづくりが重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

ふるさと納税を町の魅力発信や地域産業の活性化につなげる政策として、今後、どのように展開していくお考えなのか、応援したい町として選ばれるための戦略について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

1番、日名議員の御質問にお答えいたします。

おっへえそう！チャレンジ事業は、小学校統合前から、様々な体験活動や団体行動を通じて、子どもたちの主体性や社会的なスキルの定着を図り、中学校への進学が円滑に行えるよう実施してきたところでございます。評価や課題認識についてでございますが、参加児童、保護者に対して、感想文の提出や、それから昨年度はアンケートを実施をいたしまして、一定の満足感を得ているというふうに認識をしております、一部には、国立吉備

青少年自然の家など、町内での実施によって郷土愛の醸成を図ってみてはというふうな御意見もいただいております。教育委員会といたしましては、昨今の教育現場において、価値観やライフスタイルの多様化、それから家族形態の変容に伴いまして、子どもたち自身が興味、関心により学びを選択をすることでより深い学びとなることが求められておりまして、取り組む事業についても、統合を契機に内容を見直していく必要があると感じております。また、中1ギャップの解消の取組の視点からも、一定の役割を終えたと感じていることから、本事業は目的を達したものと評価をしているところでございます。

また、ちびっ子チャレンジ教室の方向性につきましては、より効果的な社会教育事業となるように、興味関心が高い体験活動を一人一人の子どもたちが選択をし、参加者たちが意欲的に活動できる体験プログラムや、アフタースクールで体験したプログラムをさらに内容を深めることなどのことを検討しているところでございます。

また、役割分担につきましては、アフタースクールを気づきの場、ちびっ子チャレンジ教室は、アフタースクールでできない体験やアフタースクールでの活動をより深く学べることに重きを置いた発展的な場として活用して、より活動の充実が図れる環境を提供していきたいと考えているところでございます。

議員御指摘のとおり、町の教育施策の中で、協働の力、これは重要な視点と捉えておりまして、子どもたちには、このような様々な体験をする中で、仲間と協力して行うことや、さらには仲間とやり遂げることを経験することで大きな喜びを体感をし、協働の力が育まれ、そして生きる力につながるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、日名議員の公共交通につきましてお答えをいたします。

まず、今後のビジョンにつきましては、現状の今の公共交通の体系を基本的に維持はすべきだと考えてます。そうした中で、公共交通につきましては、コストパフォーマンスだけを重視してもなかなか成立するものではございません。ただ、その中でも利用率の向上をしっかりと努めて、向上させることが財政負担の軽減にもつながります。利用率の向上を努めていきたいと考えております。

公共ライドシェアにつきましては、実施要件の目安として交通空白地が対象とされてい

ることから、休日や夜間などが対象になるものと考えております。しかしながら、利用ニーズやドライバー確保などの課題もあることから、現在、他自治体の事例等もしっかりと情報収集を行いまして、研究をし、今後につなげていきたいと考えております。

また、幹線交通といたしまして、民間バス路線に加え、町内の主要な幹線を結ぶ、町内どこでも行けることができるへそ8バス、そして岡山市と町内を結ぶ骨格的な交通手段として確保をしております岡山医療センター線を基軸に位置づけております。とりわけ岡山医療センターへのアクセスは、通院需要が高いことから、重要な路線として維持に努めていきたいと考えております。

また、これら幹線交通を補完する交通手段といたしましては、やはりデマンド型乗合タクシーだと思います。そちらを補完的交通手段として位置づけをしております。地域内の移動や幹線への接続機能をしっかりと担っていただきたいと思っております。また、今後も利用実態やニーズを踏まえながら、効率的な運行形態への見直しを必要に応じて行なっていくとも考えております。

そして、3つ目の福祉交通でございます。この福祉交通といたしましては、吉備中央町では、ふれあいタクシーや福祉移送をその位置づけにしております。高齢者や移動に制約のある方々の生活を支える移動手段の確保に努めているところで、また将来像に関しましては、人口減少や高齢化の進展を見据え、限られた財源の中で持続可能な交通体系を構築していかなければならないと考えています。民間バス路線運行に係る負担額や町が運営する公共交通の経費の増加、運転手不足の深刻化など、地域の公共交通は厳しい、今、状況下でございますが、今後も民間路線の維持を図りつつ、幹線と補完交通、福祉交通の役割分担をより明確化いたしまして、利用データに基づく運行の最適化、デジタル化の活用、広域連携の強化等を進めていきたいと思っております。そして、必要な人に必要な移動を確実に届ける交通体系の実現を、今後とも目指していきたいと考えております。

次に、ふるさと納税の再構築の戦略についてでございますが、ふるさと納税につきましては、寄附者の方をはじめ、農家の皆様、関係者の皆様、そして町民の皆様方に大変御迷惑をおかけし、御心配をかけているところでございます。改めて申し訳ないなという思いでございます。吉備中央町ふるさと納税検証会におきまして、指定団体取消しについて、原因等を検証をしていただき、先般、制度への復帰に向けて取り組むべき提言を含めた報告書をいただきました。委員の皆様方に対しましては、お忙しい中、このような報告書や提言をいただきまして、大変感謝を申し上げます。ふるさと納税の制度

復帰につきましては、いただいた報告書の中の提言を参考にさせていただきまして、ふるさと納税制度を深く理解をし、県と密な相談もさせていただきながら、連携をし、今後、進めていきたいと考えております。

今回、返礼割合基準の違反により取消しとなったため、寄附金競争を行なったと捉えられても仕方がないことはそのように思いますが、私はこれまでふるさと納税への取組については、おいしいお米を、また町の特産品を多くの方々に味わっていただき、そして提供できることで生産者の方々も前向きな気持ちとなり、誇りが生まれ、そして生きがいへとつながっていくようないい巡り合わせになるということを目指して運用を進めてまいりました。今後につきましても、まずはふるさと納税制度に沿った運用を、その体制を正しく構築をし、二度と取消しというような事態がないような内容にしていきたいと思っております。そして、町民の皆様安心していただくために、少しでも早くその制度に復帰することが、まずは一番の課題だろうと捉えております。そして、復帰になった暁には、先ほど議員が御提案なされたその考えもしっかりと踏まえながら、吉備中央町だから応援してやろうというように思われる方を多く増やすように、今後ともよりよい対策を取って、進めていきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言を許します。

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

先ほどそれぞれお答えいただきました。先ほどの答弁では、これまでおっへえそう！チャレンジ事業の成果や課題については、中1ギャップの解消に役立ってきた、評価についても満足度はおおむね高く、郷土愛の醸成もできた活動があったとお答えいただきました。また、事業の見直しについては、価値観の多様化、選択的学習の重視をし見直されたと御説明をいただきました。ちびっ子チャレンジ教室の充実に当たり、アフタースクール

事業との役割分担については、ちびっ子チャレンジ教室については、興味関心に応じて選択参加できる体験の場、発展の場として、アフタースクールの体験を深めるプログラムを検討しているということでした。また、小学校高学年に育てるべき協働の力を本町の教育施策全体の中ではどのように位置づけ展開していくのかについては、ちびっ子チャレンジ教室、アフタースクールと双方の役割分担により、協働力を体系的に育成すると御回答いただきました。

そこで、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。これから子どもたちが大人になっていく頃、社会は今以上に大きく変化しているのではないかと思います。人口減少や少子・高齢化の進行、AIやデジタル技術の発展、価値観の多様化など、社会の姿は大きく変わっていくことが予想されます。そうした時代の中で、子どもたちに必要になる力は、自分で考える力、仲間と協力する力、課題に挑戦する力、こうした力ではないかと私は考えています。その意味で、子どもたちが仲間と協働する経験、自分の役割を考える経験、困難に挑戦する経験を積み重ねていくことは、これからの社会を生きる上で非常に重要ではないでしょうか。吉備中央町の教育目標でも、心豊かな心を育む理想郷、新しい時代を拓く子どもの育成、そして地域の将来を支え夢を実現しようとする資質・能力を持った児童の育成が掲げられています。

そこでお伺いします。

子どもたちが大きくなる頃の社会を見据えたときに、この町の教育として、どのような力が子どもたちのために重要だと考えているのか。そして、そういった力をどういうふうにつけていくのか、お答えいただければと思います。まず、これ、1つ目です。

再度、次に町長にお伺いいたします。2つ目の質問です。

公共交通に対する町長の思い、必要な人に必要な交通をというお言葉がうかがえました。また、ライドシェアについても、ニーズやドライバーの確保、課題を踏まえ、ほか自治体の調査研究を継続しているとのことでした。今回のへそ8バスのルートの見直しや時間変更については、私は一つの意味があると思っています。利用ニーズの調査も兼ねた見直しであるというふうを受け止めています。その中で、今回、時間変更により、へそ8バスが高校への通学バスと接続利用可能になったという点については、すごく評価をしています。というのも、本町における公共交通の潜在的な利用ニーズとして、中学生、高校生の通学の足という役割は、非常に大きいのではないかと感じているからです。特に今回の見直しは、公共交通の新たな可能性を示しているのではないかと感じています。

そこでお伺いします。

現在、本町の公共交通の利用ニーズは、どのような用途が多いと把握しているのか。

また、通学なども含め、潜在的なニーズについてはどのように考えているのかをお答えください。

また、もう一点、今後、検討していただきたい課題があります。それは、本町のリスク管理に関わる問題です。加賀東小学校のスクールバスについてです。先日の大雪、2月9日のことを覚えていらっしゃいますでしょうか。吉備新線が大雪のため通行できなかった日です。加賀東小学校へ通うスクールバスは5便ありますが、そのうち4便は中鉄バスによる運行となっています。その中の一つ、津賀路線は岡山から来る中鉄バスが運行しています。そのバスが雪の影響で到着できず、スクールバスの運行時間には間に合いませんでした。その際、子どもたちと一緒にバス停で待っていた保護者の方々は、バスの運行状況を確認したり学校に連絡を取ったりと、大変な思いをされたと聞いています。実際に送迎ができず、学校を休まれた家庭もあったと聞いています。今回のへそ8バスの時間変更により、きびプラザから下加茂、円城福祉センターを回る便、このバスは、実は中鉄バスの運行時間とほぼ同じ時間帯であります。町内発着のへそ8バスと岡山から来る津賀路線のスクールバスの時間帯がほぼ近いという状況です。災害時や交通トラブルが発災した際に、町内の交通で代替えできる仕組みを考えておくことも、今後、必要になってくるのではないのでしょうか。また、この日は、安全のため、へそ8バスは運休をしています。スクールバスも公共交通と同様に安全面を考慮していただきたいと思います。この部分については、ぜひ早めの対策をお願いいたします。

さらに、今後は加茂川庁舎の移転や教育委員会の移転などにより、町内の人の流れも変わってくるのが考えられます。その際には、どこで乗り継ぐのか、どこで待つことができるのかといった交通結節点や待機場所の環境整備も重要になってくると思います。この点についても、ぜひ御検討をお願いいたします。

最後に、ふるさと納税についてです。

スケジュールについては、今後、県と相談しながら進めていく、ストーリーの発信についても前向きに検討をしていきたいということでした。ふるさと納税は、農産物を返礼品として並べるだけでなく、その背景にあるストーリーや価値を伝えることで寄附につながる事例がすごくあります。1つ、事例を御紹介させていただきます。例えば、新潟県上越市では、農業高校の生徒が育てたお米をふるさと納税の返礼品として取り扱っています。

この取組では、米そのものの価格や量だけではなく、若い農業者を育てる教育の取組、地域農業を支える人材育成、高校生の挑戦や努力といったストーリーを発信しています。寄附者は、単にお米を受け取るのではなく、未来の農業を応援する寄附という価値に共感して寄附を行なっています。つまり、この取組は、農産物を商品としてだけではなく、教育、地域、人の挑戦を応援する仕組みとして価値を高めている事例と言えます。本町においても、地域の人や挑戦を見せる仕組みづくりをぜひ検討していただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

それでは、御質問にお答えいたします。

将来を見据えて、今、吉備中央町の義務教育までの子どもたちに対してどういった力かというお話であったかと思えますけれども、今、いろんな取組をさせていただいております。先ほどから御質問の中にもございましたけれども、ちびっ子チャレンジ、あるいはアフタースクール、そして学校の中では海の学習、あるいは山の学習、そして修学旅行もあったりするかと思います。そういった中で、子どもたちにはいろんな体験をする中で、アフタースクールなんかは気づきの場というふうなお話をさせていただいておりますけれども、子どもたち一人一人がそういった体験をする中で、自分はそれにチャレンジして、これならできる、これなら頑張れるというようなものを見つけてもらえたらなというふうに思っています。そして、その体験をするときに、それぞれスペシャリストの方に指導いただいています。アフタースクールで言えば、地域の方々に、この前、昔遊びなんかをさせていただいて、地域の方々が、コマ回し、あるいはお手玉、それからかるた、そんなものを教えていただきました。そして、大人が私たちのために本気になってやってくれてるその姿を見ることによって、やはり子どもたちは喜びもあるでしょうし、自分もそうやっぱりならなきゃいけないなという気持ちにもなるかと思います。それから、ドローンなんかもやりましたけれども、ドローンは、これ、高校生が来てくれました。高校生の子どもたちが、自分たちの学んだことを本気でしっかりと小っちゃい子たちに教えようとする姿、そしてそれを指導する先生方の姿、そういったものも、子どもたち、見えています。その本気度を見ることによって、いろんな体験をするわけですが、これなら自分ならできるといふふうに考えた子もいるだろうと思います。そうした中で、いわゆる自己肯定感といい

ますか、自己効力感、やればできるんだと、やったらできたというような体験を子どもたちにはさせてやりたい。そして、そのことが、今の段階では、高校生になる子がほとんどでありますけれども、外へ出ていく子どもたちがいます。そして、そのときに、そういった体験をしておることで、自分はやればできるんだと、この道なら頑張れるんだというような、そういうようなものを心に持っておけば、きっとそれぞれの、どういう選択になるかは分かりませんが、道で頑張ってくれるのではないかなと思いますし、そして郷土の方がいろいろな子どもたちに携わってくれてる、触れてくださる中で、郷土愛も育っていることでしょう。ですから、行く行くは、ひょっとしてやっぱり自分もそういうふうになりたいなということで帰ってくる子どもたちも出てくるでしょう。そのようなことを子どもたちには体験をし、身につけてもらえたらなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

まず、へそ8バス、これ、巡回バスでございます。これは町の基幹ルートを補完する交通手段として始めさせていただきました。今現在では、買物、それから通院、通勤といったことに使われておられます。今後につきましては、これだけでなく、町外からの方々に、町内を例えば観光ルートとして回るとかというようなことも考えられるんだろうと思います。そうしたときには、多分、1日券とかということを発行すれば、より効果的かなというふうに考えております。

また、先般の大雪のときのスクールバス、これは岡山から来る便が渋滞でどうしても来れなかったということでございますが、あれにつきましては、連絡ということが抜けてたというふうに強く思っております。その連絡がスムーズに行かなかったからこそ、保護者の方は、あのような、大変心配される状況であったと思います。いま一度、徹底して、連絡網というものをしっかり構築するよにということをしていきたいと思っております。

また、そういうときにこそ、代替の交通として、様々なものが、巡回バスであったりとかということも利用可能なような検討もしていく必要があるかと思っております。

それから、ふるさと米、言われたように、何らか返礼品に関わって、例えば高校生がお米を作ってそれを返礼品にする、大変それは、その経験が将来の農業への愛着につながると思います。そういう取組が吉備中央町でもできたらいいかなと思いますが、また他方で

は、そういう小さなものを返礼品を数多くすることによって、その返礼品を送るすべというものが大変な状況にもなります。その辺のバランスというのが大切でございますので、その辺も含めてこれから検討していきたいと思えます。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

それぞれお答えいただきありがとうございました。教育長からも熱い思いが聞けて、私、とてもうれしいです。子どもたち、自己効力感とか大切なことだと改めて思いました。

また、公共交通についても、町長からもお答えいただいたように、観光ルートというものも、今後、検討していくということでした。ぜひ土日の運行のほうも御検討いただければと思えます。

そして、町長は施政方針の中でも、町民の要望として多いものの中に、医療、交通、買物が上げられているということに触れられていました。特に町内で買物ができる環境を整備し、将来は周辺市からも買物に來れる町を目指して研究を進めているというお話もありました。しかし、その買物環境を生かすためには、そこに行くための交通手段も同時に考えていく必要があると思えます。高齢化が進む中で、免許を返納された方、車が運転できない方にとっては、足がなければ買物に行くことはできません。つまり、交通と買物は生活を支える両輪の政策テーマであることが見えてきました。こうしたことを考えると、今後のまちづくりを進めていく上で、交通政策を専門的に検討し、全体を調整していくという体制が必要になってくるのではないかと感じています。今後、本町において、交通政策を総合的に検討していくための体制、例えば交通課のような専門部署を設けていくような考えはないのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

言われるように、多くのスクールバスを持ち、また多くの車を所有する町にとって言えば、そのような交通をつかさどる課があれば、本当に大変理想的ではございますが、ただ限られた人員の中で様々な町政サービスを行う町にしましては、今のところ、すぐさまそ

れが可能かと言いますと、なかなか難しいです。ただ、このサービスの提供を本当に有効に活用するために、今の人員の中でそれを高めるような努力はすべきと思いますが、すぐさま何とか課とかという課の創設は、今現在では難しいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

統廃合を含め、また買物環境の整備に関わるということなので、ぜひ前向きに今後検討していただければと思います。

じゃあ、最後に申し上げます。

今回、私が取り上げた3つの質問は、一見するとそれぞれ異なるテーマのように見えますが、実は私の中では1つの軸でつながっています。それは挑戦です。子どもたちが仲間と共に協力しながら挑戦する教育、地域の暮らしを支えるため、交通の在り方を見直していく挑戦、そして町の魅力を発信し、応援してくれる人とのつながりを広げていくふるさと納税の挑戦です。人口減少や少子・高齢化など、地方を取り巻く環境は決して簡単なものではありません。しかし、だからこそ地域が知恵を出し合い、新しいことに挑戦しながら前に進んでいくことが大切ではないでしょうか。私は、挑戦しなければ変化も生まれず、改善もないと考えています。

そして、もう一つ、大切なことが、それは大人が挑戦する姿を子どもたちに見せるということです。子どもたちが夢や希望を持つための一番の近道は、身近な大人が地域の未来を真剣に考え、行動し、挑戦している姿を見ることではないでしょうか。町の未来をつかっていくのは、これから成長していく子どもたちです。だからこそ、大人が地域の課題に向き合い、知恵を出し合いながら、未来に向けて挑戦していく姿を示すことが大切だと思います。本町の総合計画でも、子どもたちの笑い声があふれる懐かしくて新しいふるさとの創造という将来像が掲げられています。その実現のためにも、行政、地域、そして議会がそれぞれの立場で力を合わせ、挑戦を続けていく町であってほしいと願っています。私自身も議会の一員として、町の未来につながる建設的な提案を続けながら共に挑戦していきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで日名由香君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

3番、我妻瑛子です。通告に従い一般質問を行います。

P F A Sの問題について伺います。

まず、原因者の責任について。

水道切替えの工事費用や給水活動費用など、満栄工業に対し請求したのが2024年7月で、それから1年と8か月が経過しています。満栄工業に対して行なっている損害賠償請求の進捗状況をお知らせください。相手側からは支払い手段やスケジュールの提示はないのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、我妻議員の御質問にお答えをいたします。

現在、町の代理人と相手方企業の代理人との間でやり取りが行われている状況でございます。その中で、まだ特に具体的な提案などは伺っておりません。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

ただただ月日が経過しているという状況になっているように感じます。満栄工業は、本来なら公の場で経緯やこの事件に対する見解を述べて当然ですが、黙ったまま2年以上が経過しています。賠償額の全てでなくても、一部でもよいから払うということをしてほしいと思うんですが、そういったこともされていないということです。誠意が見えないところを見ても、このまま逃げられるのではないかという不安を感じざるを得ません。

続きまして、満栄工業が単独で今後も増える損害賠償を負担するのには、現実には不可能ではないでしょうか。これまで町としては、使用済み活性炭排出元企業の賠償責任を問う姿勢はありませんでしたが、変わらないのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

相手方企業が負担できるかどうかということについては分かりませんが、町としては、あくまで活性炭を置いたとされる企業に対して請求を行なっております。排出元の企業への賠償請求については、今のところ考えてはおりません。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

次の質問に行きます。

健康影響対策について伺います。

健康影響対策は、P F A S 血中濃度検査の実施を軸に、町が主体となって進めています。その中で、血液検査や健康フォローにおいて課題と感じていることを質問いたします。

子どもに対して毎年行うP F A S 血中濃度検査、成人への甲状腺ホルモン検査が、この1月から3月にかけて行われています。子どもへの血液検査、2歳から12歳、13歳から18歳と、それぞれ何名、受けられましたでしょうか。

また、汚染発覚後に県外へ転出された方もおられます。県外居住者に対する案内はどのように行なっていますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

2歳から12歳は39名、13歳から18歳は20名の方が検査を受けられております。

県外にお住まいの方に対する検査につきましては、医療機関との連携や検査体制の構築などの面で課題が多く、現時点では対応が困難な状況にあります。県外にお住まいの方に対する御案内につきましては、改めてお知らせさせていただく旨の文書を送付しております。現在、町では、岡山県外に居住される飲水対象者の方が、お住まいの都道府県で個別に検査を受けられた際、費用を助成する仕組みについて協議を進めており、制度が整い次

第、対象の方へ御案内をする予定でございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

当初、県外居住者に対しては、町内への案内と同様に、岡山市内小児科での検査の案内を送られていたと思うんですけど、それを御覧になった保護者の方から、受けられないと諦めたと言いました。その通知を見た瞬間にごみ箱に捨てたと。一言、県外にお住まいの方で、もし御希望の方は御連絡くださいと添えてあるだけで全然違うと思うので、今後はそういった配慮をお願いいただけたらと思います。

続きまして、2つ目です。

成人への甲状腺ホルモン検査は19歳以上の方、血液検査の御案内という見出しで、主な血液検査項目に加えて甲状腺ホルモンも検査できるという内容でした。この内容を見た方の解釈が様々で、PFASの検査ができると思われている方や、甲状腺ホルモンがPFASの影響を受ける可能性があるという知識がない方にとっては、この検査の意味が分からないという状況でした。また、人間ドックや健康診断の際にも行なっている血液検査の項目がダブっていたり、採血は一度で済ませてほしいという声もあります。PFAS関連疾患の検査に取り組んでいただいたということは一步なのですが、次回に向けて改善していただきたいのは、人間ドックや自治体の健康診断の際にまとめてオプションで受けられるようにもしていただきたいということなのですが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

今年度、実施いたしました甲状腺のホルモンなどの検査についての来年度以降の実施体制につきましては、現在、協議を行なっているところでございます。人間ドックや健康診断のオプションとして実施するということは、検査を受けられる方の利便性向上につながるものと考えますので、引き続き、受けやすい体制づくりについて、前向きに検討してまいります。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

3番です。腎エコー検査の実施について、もそろそろ決断をしていただいてはいかがでしょうか。総社市の健診では、腹部エコーを1,700円の自己負担でオプションでつけられるようになっています。ほかの自治体で一般的な健診項目として受けられる検査をかたくなに行わないのはなぜでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

腹部超音波検査、腎エコーですが、オプションで検査できる自治体があることは把握しております。ごく一部の自治体で実施していると聞いております。町の健診として実施するためには、関係機関との調整や検査体制の構築などの課題がございます。以前の一般質問でも申し上げましたが、まずは健康調査票において、健康状態や健康指標を調査、把握し、がん登録などの既存資料を用いて問題を感知することとしております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

この部分は繰り返しお願いをし続けているんですけれども、WHOがPFOAが発がん性があると位置づけたのは、この腎がんとの関連性の強さから指定されたということです。つまり、今現在、化学的には、PFOAをたくさん摂取した場合、最も気をつけなければいけないのは腎がんということです。腎臓は背中側の奥まった位置にあるということで、腫瘍マーカーでは早期発見が難しく、エコーが発見には最も寄与するということです。甲状腺ホルモン検査と費用的にも変わらないと思いますし、まず既存資料の確認をしてからという形で先延ばしにせずに、腎エコーの実施を検討していただきたいと、早期に実施をしていただきたいと思っています。

以上、PFAS問題について質問いたしました。健康影響調査に課題は残るものの、町が主体となって血中濃度検査や甲状腺ホルモン検査に取り組んでいることは、住民の健康を守るために欠かせない重要な一歩です。だからこそ、町が積み重ねてきた努力を確かな成果につなげるためにも、原因者への責任追及を避けることなく、並行して進めていただきたいと考えます。この問題は、被害を受けたのは一部の住民であるにもかかわらず、多

額の公費がその対策に使われているという状況です。健康に不安を抱えているという状況にありながら、自分たちのために財政が圧迫されているのではないかといういたたまれなさを感じている方々もおられます。町がこれまで積極的に進めてきた健康対策の姿勢をさらに強固なものにするためにも、原因者に対して適切な責任を求め、町として毅然とした姿勢を示すことを期待いたします。

次に、災害への備えについて伺います。

吉備中央町で特に心配される大雨によって起こる土砂災害や洪水を念頭に置いて質問いたします。

避難所の開設について。

吉備中央町では34か所の指定緊急避難所が指定されています。閉校になっている小学校も含まれているので、今後、見直されていくものと思いますが、災害発生時、または発生するおそれがあるとき、必ずしも全ての避難所が開設されるわけではありません。優先的に開設する避難所は、どのような基準や考え方で選んでいるのでしょうか。なぜそこに開設されるのかという考え方が共有されることは、町民の安心につながると思います。

また、平成30年豪雨以降、いつどんな災害に対してどの避難所が開設されたのか、お示してください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、我妻議員の御質問にお答えをいたします。

本町の指定緊急避難場所のうち、高齢者等避難情報を発令する際には、まず開設することが多い避難所として、賀陽地区では老人福祉センターふれあい荘、加茂川地区では総合福祉センターの2か所でございます。これらの施設は、立地的に土砂災害や浸水の被害を受けるリスクが少ないこと、施設の部屋数や部屋の面積がある程度の避難者数を受け入れられる規模の施設であり、お風呂が完備されていること、また車で避難してこられることを前提として、広い駐車場が確保されていることなど、総合的に勘案をいたしまして、優先的に開設しているものでございます。

また、平成30年豪雨以降の開設実績といたしましては、令和3年8月及び令和6年8月に発令をしました高齢者等避難情報において、いずれも先ほど申し上げました2か所

の避難所を開設をしております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

現在、町では、令和3年3月版のハザードマップを発行しています。ハザードマップ上、危険な区域に位置する避難所があります。避難場所一覧には、34か所、それぞれの洪水、土砂災害リスク、地震への耐震性が分かるようになっています。洪水リスクのある施設が6か所、土砂災害が3か所、耐震性の不十分な施設が4か所、いずれのリスクもないとされる施設が22か所です。災害の種類や状況に応じて最適な場所に避難する必要があります。土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度が高まった際に、気象庁と都道府県が共同で発表する防災情報で、市町村を特定して警戒を呼びかけ、またそれを基に市長は避難指示を発令判断します。この土砂災害警戒情報でレベル3、4の情報が出た際、もしくは高齢者等避難や避難指示を町が発令した際、土砂災害警戒区域に存在する場所に避難所を開設する運用になっているのか、お聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

御指摘のとおり、本町の指定緊急避難場所の中には、ハザードマップ上、土砂災害警戒区域等のエリアに含まれる施設もございます。行政から高齢者等避難情報や避難指示を発令する際には、各避難所が土砂災害警戒区域等に属しているかどうか、また各避難所周辺で土砂災害や浸水などの被害が発生していないかといった状況を確認し、これらを総合的に踏まえて開設をする避難所を選定するというふうな運用になってございます。土砂災害警戒区域等に指定されている避難所に、町として積極的に避難誘導をすることは適切ではないというふうには認識をしております。避難所及び避難場所の指定の在り方につきましては、今後、見直しを図る必要があると考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

現在はそのように、土砂災害警戒区域にあっても開設をするということが行われている

と思うんですけれども、見直しを図っていくということでした。国土交通省の土砂災害警戒避難ガイドラインによりますと、土砂災害で安全な避難場所を確保することは市町村長の責務ですが、地域内に安全な避難場所を確保できない場合には、避難場所を保全する土砂災害対策施設整備は重点的に取り組むべき課題とあります。地域的にどうしてもそこを使いたい、置いておきたいということであれば、せめて擁壁工事を行うなど、避難所の安全確保には取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

先ほど申し上げましたように、段階的に見直しを図る必要があるというふうに思います。それから、避難場所につきましても、最初に議員おっしゃったように、ハザードマップの見直しが急務となっておりますので、そこらあたりも踏まえながら、本当に避難場所として最適かどうかということところあたりからも検討を進めてまいります。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

次の質問に参ります。

ここで1つお詫びさせていただきますのが、通告で指定避難所と書いてますが、町内の指定避難所は全て指定緊急避難所も併せているので、その両方の意味で捉えていただけたらと思います。

地形的な特徴により、地域内の主だった指定避難所が、洪水、土砂災害の警戒区域となっているところがあります。なじみのない地域外避難所には足が向かないという状況や、行政が開設したということは安全なのだろうという正常バイアスにより、災害に対応した避難所を自ら選びにくい状況になっていると思います。現在、町は、ハザードマップと避難所一覧を参考に各自で判断をというスタンスであると私は認識していますが、災害に応じた避難所の開設や安全な避難所への誘導を積極的に行なってはいかがでしょうか。先ほど見直しを検討されているということでしたけれども、もしまたここで御説明されることがあったらよろしくお願いします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

地域によりましては、地形的な特徴や平成30年豪雨で発生した災害箇所の実績等から、早めの防災行動を必要とする地域があることが想定をされます。台風接近時や線状降水帯による大雨など、水害が想定される場合には、各地域の降水雨量や土砂災害警戒区域等を事前に確認した上で、緊急度が高まる前の早め早めの判断で、皆様の迅速な避難行動に移していただけるよう、町として積極的に周知をしていきたいというふうに考えております。

このため、職員に対しては、避難所開設の準備に係る指令、命令を早めに出すことを心がけているとともに、先ほど申し上げました2か所の避難所を主な拠点として、先行的な開設と情報発信を行い、町民の皆様には身の危険を感じる前の早期避難をお願いをする次第でございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

ありがとうございます。安全な避難場所への誘導という質問のところについて、命を守るための初動、一時避難場所としては、土砂災害洪水では垂直避難ができるかどうかというのも重要な視点だと思うんです。同じ建物の中で2階、3階に行けるかどうかということです。現在のハザードマップではそういった記載がないんですけども、避難所に対してそういった視点も取り入れてはいかがでしょうか。利用対象者は近隣の住民だけではないので、何階建ての建物か、分かっている方ばかりではありません。いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

今申し上げました福祉センター等では、建物自体が平家であったりというふうなこともありますので、学校等、2階、3階等が使えるような場所については、そういうことも検討してまいりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

続きまして、洪水ハザードマップについて伺います。

近年の異常気象の下、町においては土砂災害や水害への警戒が重要です。どのエリアに危険があるのか把握することは基本で、ハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域が視覚的に分かるようになっていています。一方で、河川の増水による浸水状況が示されているのは、ハザードマップ、地図番号で言うと、2、小森周辺、5、船津周辺、9、下加茂周辺、13、広面・上加茂周辺となっていて、町内の一部のみとなっています。ハザードマップでは、これについて、地図番号2、5、9、13の浸水想定区域図は計画規模を記載していますと説明しています。この計画規模とはどのような意味でしょうか。

そして、なぜ浸水エリアの公表が一部にとどまっているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

本町のハザードマップにおいて、計画規模と記載していますのは、おおむね30年から100年に1回程度の確率で発生するとされる雨量を前提として想定した降雨規模を示しており、河川の堤防等を設計する際の指標として用いられるもののようです。

浸水想定区域が一部にとどまっている理由といたしましては、議員がおっしゃる区域が町内の他の地域と比べて平坦な地形であり、仮に計画規模の降雨が発生した場合、広く浸水が想定されるエリアであるというふうに考えるためでございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

この計画規模というのが30年から100年ということで、比較的、発生頻度の高い洪水リスクということだったと思います。

なぜ一部にとどまっているのかという質問は、ほかの浸水する可能性があるところについては、そこも地図上、示せるのであれば示すべきではないのかという趣旨で質問をしたんですけれども、そこは可能なのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

ほかの地区については、今の指定される地区に比べて、今の一定量の雨量が降ったときに、そういったリスクは少ないと。この地区に限ってそういうリスクがあるというふうに計画を組んだものと伺っております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

平成30年豪雨の際には、また後ほども言いますけども、ここのエリアにないところが浸水しているわけですので、そこは見直していく必要があるのではないかと考えています。

次の質問です。

ほかの地域の浸水想定や過去の浸水状況を町として把握しているのであれば、可視化や情報共有する必要があるのではないのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

他の地域の浸水想定や過去の浸水状況につきましては、平成30年7月の西日本豪雨における町内での浸水被害報告など、一定の情報を把握しているところでございます。こうした情報は、町民の避難判断に役立てていただくためにも、可視化して共有していくことが重要であると考えております。このため、今後予定するハザードマップの見直しの際には、西日本豪雨時の浸水実績等を可能な範囲で反映し、ハザードマップ冊子やホームページなどを通じて、分かりやすくお示しをしていきたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

この浸水したエリアの方にお聞きしますと、昔から危ない場所で、浸水しやすいところなんだということでした。地元の方が分かればそれでいいかということそうではなく

て、移住者も多く受け入れている本町としては、そういった情報は共有していく必要があると思いますし、広島でも新しい住民に対しての共有がされていなかった故への悲劇も起きています。ぜひよろしくをお願いします。

あともう一点、確認したいんですが、浸水状況の可視化ですが、以前、町ではため池の決壊による被害をハザードマップで示し、配られたと思います。ですが、今、ホームページ上にもありませんし、国交省のわがまちハザードマップにも吉備中央町のため池ハザードマップがありません。なくされている方も多いと思いますし、新しく来られた方もいますので、せっかく作られたのであれば、ぜひ公表していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

そこについては確認をさせていただきます。公表できるものであれば、早めに公表したいというふうに思います。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

備蓄品について伺います。

能登半島地震で自治体での備蓄が課題となったことを受け、国は全国全ての自治体の備蓄状況を取りまとめており、吉備中央町の状況も町ホームページで公開されています。町の備蓄倉庫をメインに7か所の指定緊急避難場所を兼ねた指定避難所に物資が保管されています。7か所の備蓄はほぼ同数程度となっています。例えば収容人数510人の総合福祉センターでは、2リットルの水が18本、500ミリリットルが48本ということで、水は合計60リットルです。災害時に大人1人当たり必要とされているのは3リットル、20人の1日分ということになります。レトルト食品が50食、毛布20枚、簡易トイレ20回分、トイレが1日1回ということはありませんが、だとしても、20人が1日過ごせるかどうかの水、食事、トイレの備蓄ということになります。避難所では、自宅避難者への物資の提供も求められますが、社会的な流れとしては、自助として各家庭での備蓄も呼びかけられています。まずは、避難所への避難者に対応できるような備蓄に取り組むた

めに、地震、水害など、災害ごとの避難者数の推定と合わせた備蓄目標を立ててはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

御指摘のとおり、総合福祉センターにおける現行の備蓄量は、収容人数510人に対して、水や食料、簡易トイレ等が十分とは言えない状況であると認識をしております。平成30年の西日本豪雨における町指定避難所への最大避難者数は、全体でおおむね380人程度であったことから、水害における想定避難者数は500人と設定をしております。地震の場合は、合併以後、地震を要因とした避難所開設の実績はございませんが、水害と同程度の500人程度の避難者が発生するものと想定をし、これを基に、地震、水害、それぞれ避難想定者数と必要となる備蓄品目・量の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

自然災害が頻発、激甚化している中、平成30年豪雨以上のことがいつ起こってもおかしくないという認識の下、対策を進めていってほしいと思います。

実際の避難者数380人を基に500人という設定で、まずは100%を目指すことでよいと思います。ただ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域での居住者数から見て、この380人というのがどういう位置なのか、気になるところではないでしょうか。もちろん指定避難所に避難することが唯一の正解ではありませんし、住民一人一人が災害への備えの意識を高めていくことと併せて、受入れ体制も整えていってほしいと思います。

町として、来年度、備蓄品目・量の充実に取り組むつもりはありますでしょうか。あれば具体的に教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

備蓄品目と量の充実につきましては、現在進行形で取り組んでいるところでございます。備蓄食料については、令和5年度から従来のアルファ化米からレトルト食品への切替えを行い、毎年度、数量を増やしている状況でございます。今年度は、レトルト食品に加え長期保存水を購入する契約を締結しており、今後も賞味期限管理や保存スペースの状況を踏まえながら、計画的に備蓄量の充実を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

参考までに、長期保存水とはどのくらい保存ができるものなのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

通常ミネラルウォーターが2年程度と聞いております。この長期保存水については5年から10年の保存ができるものでございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

ありがとうございます。山間部の本町では、発災時にあちこちの道路が寸断される可能性があります。各避難所での備蓄を充実させる必要があるのではないのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

本町は山間部に位置し、発災時には各所で道路が寸断される可能性があることから、各避難所における分散備蓄を一層充実させていく必要があると認識をしております。まずは、全体として必要な備蓄数量が一定程度、充足できるよう取り組んだ上で、公民館等、既に分散備蓄を行なっている施設において、追加で備蓄できるスペースがあるかどうかなどを確認し、段階的に充実を図ってまいります。あわせて、新たに分散備蓄が可能と思われる行政施設などがあれば、所管部署と調整をしながら拠点を増やし、災害時に地域ごと

に必要な物資が行き渡る体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

スペースの問題があるのであれば、防災倉庫の設置なども含めて検討しながら、各避難所で最低3日間は耐えられるような備蓄を目指していただけたらと思います。

続きまして、防災士の効果的な活用について伺います。

防災士は、阪神・淡路大震災の教訓をきっかけに生まれた民間資格で、災害に備えた知識と技能を持ち、地域や家庭、職場で防災活動のリーダーとして活躍することが期待されているものです。町では、町民の防災士資格取得を推進するために補助制度を設けています。この1月に、私も講習、試験を受けさせていただきました。近年の主な自然災害や地震や気象災害、火災、併せて複合的に起こる災害のメカニズムなど、基礎知識の項目では、改めて日本が災害大国だということを深く意識したところです。また、自助、共助、公助、それぞれの視点からの対策、医療、保険、事業継続、避難所運営など、幅広く学ぶことができました。阪神・淡路大震災では、地震直後に瓦礫の下敷きになり、自力で脱出できなくなった要救助者は3万5,000人でした。このうち近隣の住民が救出したのは約2万7,000人、それに対して、警察、消防、自衛隊が救出したのは8,000人だったそうです。大きな災害であればあるほど、国や自治体の迅速な救助、救援が期待できず、地域の総合的な力が災害の備えに重要であると認識されるようになりました。共助の力を高めるために、町民の防災士資格取得は大変有効であると感じています。本町に現在、何名の防災士がおられますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

令和7年11月末現在で、町内に在住している防災士は69名となっております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

2026年2月時点で、岡山県においては防災士が6,188人、人口比で言うと

0.3%です。それに対して、町の防災士は0.6%程度ということで、本町は県内でも取得者が多いということになっています。これは地域の防災力向上の力になっていくと思います。

続きまして、防災士には主体的、能動的な活動が求められますが、横のつながりをつくることで活動を活性化させることができるのではないのでしょうか。町内に点在する防災士を把握している町として、組織化を図る取組は行なっているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

防災士の皆様には、地域防災力向上の牽引役として期待をしているところでございます。その活動をさらに活性化させるためには、防災士同士の横のつながりをつくるのが有効であると思います。町としても、組織化に向けた取組を既に始めているところでございます。現在、吉備中央町防災士会という名称で、組織として発足できるよう、会則案の検討や対象となる防災士の方々への呼びかけなど、必要な手続を進めているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

防災士の取得者は30万人を超えており、その中には自治体の職員や警察、消防など、防災や災害時の対応を職務とする方も多くおられるとのこと。防災士教本から引用します。一般に、市町村の行政職員は、業務として災害対策に従事する機会はそれほど多くはないものの、大きな災害が起きた場合、全組織を挙げて対応しなければならない。自治体の職員は全員防災担当職員という意識を持つべきであり、また防災士として災害に関する広い知識を持つことは、適切で効果的な活動を可能にするとあります。職員の資格取得のための支援をしてはいかがでしょうか。また、現在の取得状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

議員おっしゃるとおり、大きな災害が発生した場合には、全庁体制で対応しなければならないことから、自治体職員は全員が防災担当職員であるという意識を持つことが重要であると考えます。その上で、防災士として災害に関する幅広い知識や技能を身につけることは、実際の災害対応においても有効に機能すると認識をしております。

職員の防災士資格取得に対する支援につきましては、今後、職員から多く要望が出てくるようであれば、受講料の助成や勤務時間上の配慮など、どのような形が適切であるか、研究をしていきたいというふうに考えております。

なお、現時点では、防災士資格を取得している職員はおりません。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

防災士の取得にはなかなか費用もかかります。受講料、受験料、登録料、合わせて6万3,800円ということで、職員の方が取得したいということであれば、ぜひ補助など利用できるようにしていただきたいと思います。

避難行動要支援者個別避難計画について伺います。

東日本大震災の教訓として、障害者、高齢者、外国人、妊産婦などの方たちに対し、情報提供、避難などの対応が不十分で犠牲が多かったことを受け、2013年、災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な、避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務とされました。また、その後、災害においても高齢者や障害者などの犠牲が多いことから、避難支援を実効性のあるものとするために、2021年からは個別避難計画をつくることが市町村の努力義務とされました。計画では、対象者ごとにどこに誰がどのように避難するかを明確にしていき、災害時の避難支援の実効性を高めるために不可欠です。今回の質問では、計画がどのように進められているのか、御説明いただけたらと思います。

計画作成の進捗状況はいかがでしょうか。

また、対象者数と作成済みの人数をお示してください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

我妻議員の御質問にお答えいたします。

避難行動要支援者とは、高齢者や障害者、妊産婦の方などのうち、災害時に自力での避難が困難であり、避難のために特に支援が必要な方となっております。個別避難計画につきましては、避難行動要支援者の方が、誰とどこにどのように避難するかをあらかじめ決めておくものになります。避難行動要支援者一人一人に作成する避難支援のための計画ということでございます。本町におきまして、3月1日現在の避難行動要支援者名簿の登録者数は600名となっており、そのうち計画が作成できているのは3地区の44名でございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

ありがとうございます。進捗状況のところで言うと、今、完成はしていないけれども作成中と捉えられる方がどのくらいいるかっていうのは、把握されておられますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

現在は作成中のところが1地区ありまして、まだそこは作成中でありますので、人数的にはこれから上がってくるということでございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

対象者数とお聞きしているところで、登録が600人おられるということでした。避難行動要支援者名簿の登録が600人ということだと思うんですけど、この名簿っていうのはどのように作成しているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

この名簿につきましては、毎年、民生委員さんが各地域を歩いていただきまして、毎年、名簿の更新を行なっているというところです。主には独り暮らしの高齢者ですとか、高齢者同士世帯のあたりを中心に、この方については何らかの避難時に支援が必要じゃないかという方を名簿上に上げていただいているという作業を行なっております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

続きまして、個別避難計画の作成は誰が行うのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

お答えいたします。

個別避難計画の作成につきましては、御本人や御家族の意向に沿いながら、地域の方と一緒に話し合っただけでは決める必要があります。話し合いには、自治会の役員の方や自主防災組織の関係者、民生委員など、地域の様々な関係者に集まっております。総務課や福祉課の職員とともに、地域の危険箇所や地域で起こる災害や避難先について話し合いながら、作成をしております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

この作成というのは、先ほど3地区が作成済みで、今、1地区、作成中というような状況で、作るときに、町側からやりましょうという形で働きかけるのか、それとも地域の側からやりましょうという形で進むのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

現在のところ、4地区なんですけれども、3地区についてはこちらのほうから、自主防災組織が立ち上がっておりましたので、お声かけしたと。1地区につきましては、自治会のほうから、作りたいんだけどというようなことで福祉課のほうに話があったというところでございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

3つ目です。計画作成を進める上で課題になっていることはありますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

課題といたしまして、個別避難計画について、町民の方へ周知できておらず、必要性について理解が進んでいないことだと感じております。個別避難計画を知られない方がまだまだ多いと思いますので、計画の重要性について、広報紙等を利用し、周知を図っていく必要があると思っております。地域住民の方が防災について考え、地域ぐるみで取り組もうという気持ちを持っていただき、防災や福祉等関係課が連携いたしまして、計画作成を進めていきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

名簿の登録が600人いる中で、今、44人ということです。それで、計画作成、例えば自主防災組織の方と一緒に進められたりするということだったんですが、現在、自主防災組織も17でしたっけ。ごめんなさい、正確には思い出せないんですけど、たくさんある中で、皆さんが、はい、つくりましょうって言い始めたときに、例えば令和8年度、じゃあ、その皆さんが同時に一気に進めていくということが可能なのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

可能な限り福祉課のほうで対応していきたいと思いますが、一遍にというわけにはなかなか、話し合い等が必要になってまいりますので、そこら辺は少なくともしっかり地域の方と話し合った上の個別計画というものをつくっていきたくて思っておりますので、可能な限りで対応するというところでございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

この最後の課題のところでは私が気になっているところがあるんですけども、最初の質問で対象者600人、作成済みが44人ということなんですが、対象者数が多過ぎる可能性があるのではないかなというふうに思っているんです。それはなぜかといいますと、先日、福祉課のほうで個別避難計画のフォーマットを見せていただきました。そして、避難名簿の作成については、民生委員の方が地域を歩きながら更新していくということでした。民生委員の方にお話をお伺いしますと、民生委員の方が地域を回るときの台帳が一緒なんです。つまり民生委員が支援を行う際の台帳と個別避難計画がもう一体化しているということになります。民生委員の見守り対象と避難行動要支援者っていうのは、重なる部分は多いんですけども、厳密には同じではないはずなんです。民生委員の活動は、災害対策だけではなく、日々の生活シーンや福祉全般に及びます。見守り対象には、避難行動は自力でできるけれども、孤独死や生活困窮のおそれがあるという方も含まれているわけです。ということで、本当に必要な人の作成が早く進むように、必要な人に届くように、一度、どう考えるのかを精査する必要もあるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

おっしゃるとおり600名という数字ですけども、これは、民生委員さんが歩いていただいて、名簿に掲載している数です。なので、現在つくられていただいている地域も、全てその名簿の方が該当になっているということではないです。なので、その辺は民生委員さんのほうにもこちらの名簿を作る意図をしっかりと伝えたいまして、要配慮者の中でも避難時に支援が要る方というようなことで、もう少し名簿をまとめる、集約していく

ようなことを作業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

以上、災害への備えについて、多岐にわたり質問させていただきました。吉備中央町は広大な山間地域であり、地形的な制約から安全な避難場所の確保や避難経路の確保が難しい地域が少なくありません。しかし、だからこそ、町としてどこが危険でどこがより安全なのか、どの災害のときにどの避難所が使えるのかを住民に明確に示し、判断を支える情報の提供と運用の工夫が求められていると考えます。災害は待ちません。避難所の安全性の向上、早期の避難行動を促す啓発、そして地域の実情に応じた避難所開設の在り方について、今後、さらに具体的な検討を進めていただきたいと思います。

また、備蓄については、平成30年豪雨を超える規模の災害が起こり得るという前提に立ち、避難者数の想定と必要量の算定を行い、町としての備蓄目標を明確にすることが不可欠です。道路寸断の可能性が高い本町では、各避難所では最低限3日は耐えられる備蓄体制を整えることが住民の安心に直結します。

そして、避難行動要支援者の個別避難計画は、災害時の命を守る最後のとりでです。必要な計画の作成の加速と地域と行政が連携した実効性ある体制づくりを強くお願いし、私の質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで我妻瑛子君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時14分 閉 議